

解禁:ラ・テ 令和3年12月24日(金)アドレク終了後
 新聞 令和3年12月25日(土)朝刊

令和3年12月24日
 老健局高齢者支援課
 課長 須藤 明彦
 課長補佐 日野 徹
 高齢者虐待防止対策専門官
 乙幡 美佐江(内線 3995)
 (代表電話) 03(5253)1111
 (直通電話) 03(3595)2888

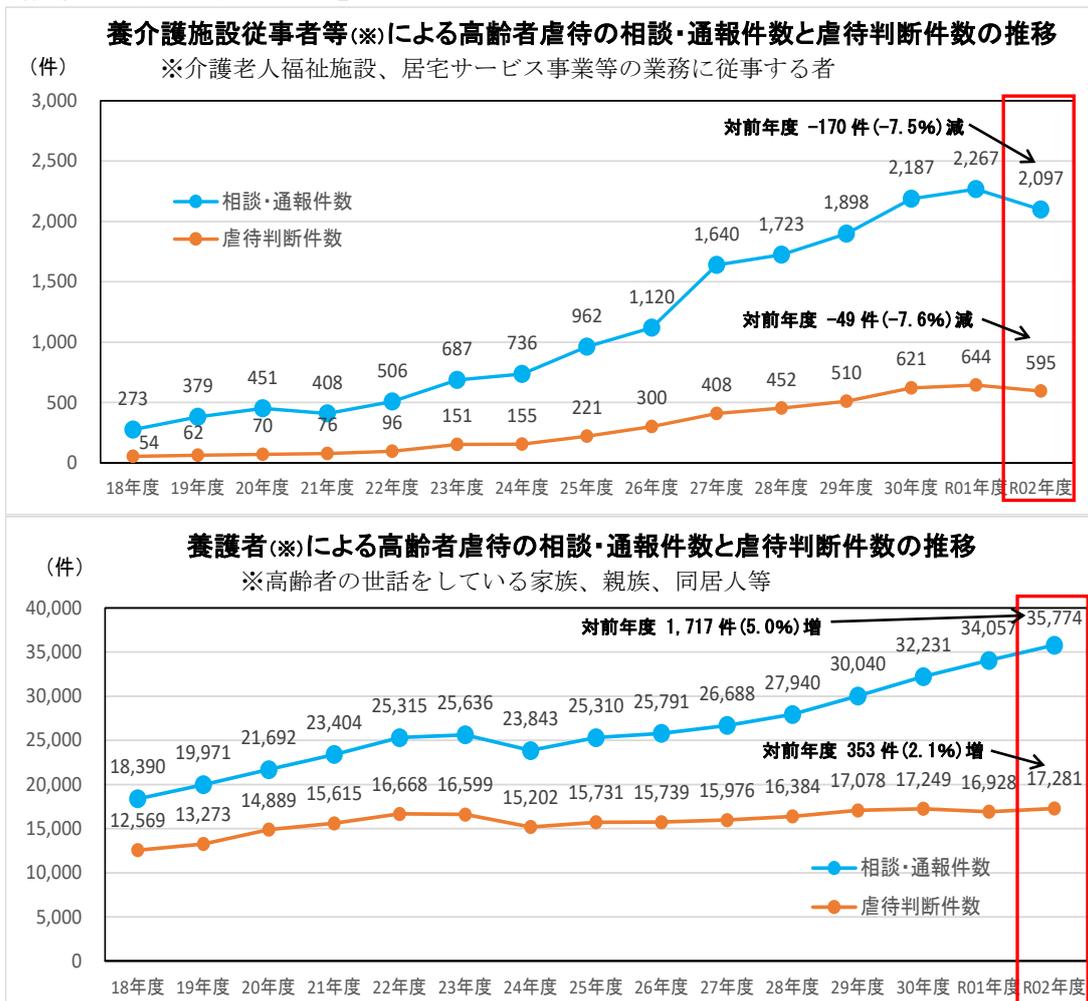
報道関係者 各位

令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表します

厚生労働省では、このたび、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく、令和2年度の対応状況等に関する調査結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査は、平成19年度から毎年度行われており、平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)に基づき、全国の市町村や都道府県で行われた高齢者に対する虐待への対応状況をまとめたものです。

【調査結果(相談・通報件数等)】



【主なポイント】

■養介護施設従事者等（※）による虐待

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

- 相談・通報件数は、2,097件（対前年度170件(7.5%)減）。※11年ぶりの減少
虐待判断件数は、595件（対前年度49件(7.6%)減）。※調査開始以降初の減少
- 相談・通報者の内訳は、当該施設職員（26.7%）が最も多く、次いで当該施設管理者等（14.5%）、家族・親族（13.9%）の順。
※家族・親族の割合は、対前年度18.9%から減少
- 虐待の種別は、身体的虐待（52.0%）が最も多く、次いで心理的虐待（26.1%）、介護等放棄（23.9%）、性的虐待（12.1%）、経済的虐待（4.8%）の順。
- 虐待者の性別は、男性が52.3%であり、介護従事者における男性の割合（20.9%）に比べて高い。
- 虐待の発生要因は、教育・知識・介護技術等に関する問題（48.7%）が最も多く、虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等（22.2%）の順。
- 施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム（28.2%）が最も多く、次いで有料老人ホーム（27.1%）の順。
- 虐待による死亡事例は、3件（3人）。
※対前年度4件（4人）より1件（1人）の減少

■養護者（※）による虐待

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

- 相談・通報件数は、35,774件（対前年度1,717件(5.0%)増）。※過去最多で8年連続増加
虐待判断件数は、17,281件（対前年度353件(2.1%)増）。 ※横ばい傾向
- 相談・通報者の内訳は、警察（31.2%）が最も多く、次いで介護支援専門員（25.4%）、家族・親族（8.1%）の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待（68.2%）が最も多く、次いで心理的虐待（41.4%）、介護等放棄（18.7%）、経済的虐待（14.6%）、性的虐待（0.5%）の順。
- 虐待者の続柄は、息子（39.9%）が最も多く、次いで夫（22.4%）、娘（17.8%）の順。
- 虐待の発生要因は、虐待者の性格や人格に基づく言動（57.9%）が最も多く、次いで被虐待者の認知症の症状（52.9%）、虐待者の介護疲れ・介護ストレス（50.0%）の順。
- 虐待による死亡事例は、25件（25人）。
※対前年度15件（15人）より10件（10人）の増加

令和 2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、令和 2 年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

【調査対象】

全国 1,741 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県。

【令和 2 年度調査方法】

令和 2 年度中に新たに相談・通報があった事例や令和元年度以前に相談・通報があったもののうち、令和 2 年度中に事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等について Excel ファイルの調査票を上記自治体へ配布し、回答を得たもの。

【留意事項】

割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

【調査結果概要】

1. 高齢者虐待判断件数等

（【 】内は添付資料：調査結果のページ番号）

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが令和 2 年度で 595 件であり、前年度より 49 件（7.6％）減少したのに対し、養護者（※2）によるものは 17,281 件であり、前年度より 353 件（2.1％）増加した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者によるものが 2,097 件であり、前年度より 170 件（7.5％）減少したのに対し、養護者によるものは 35,774 件であり、前年度より 1,717 件（5.0％）増加した。

表 1、図 1～2

【2～6P、11～13P】

表1 高齢者虐待の虐待判断件数、相談・通報件数（令和元年度対比）

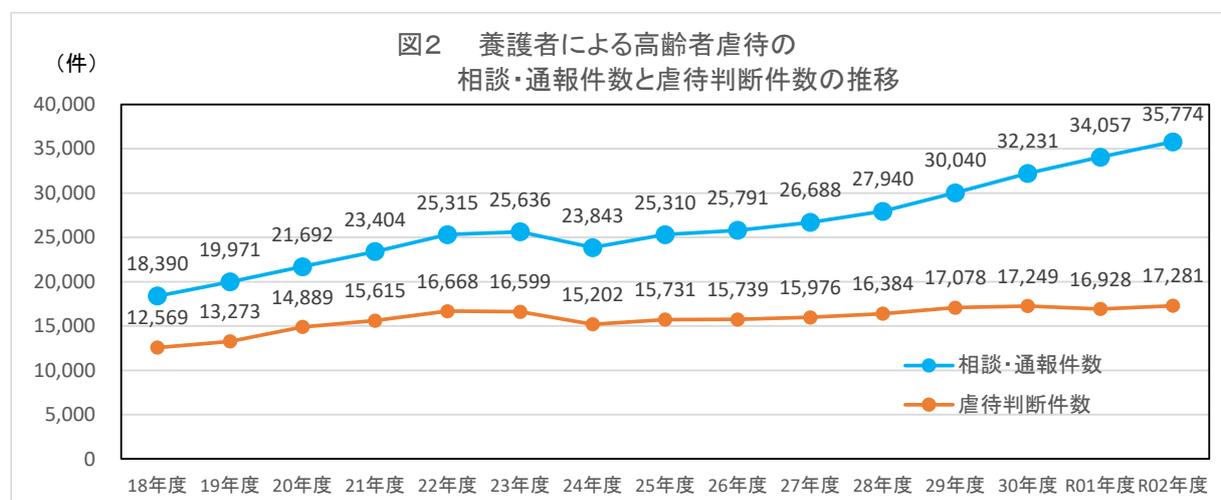
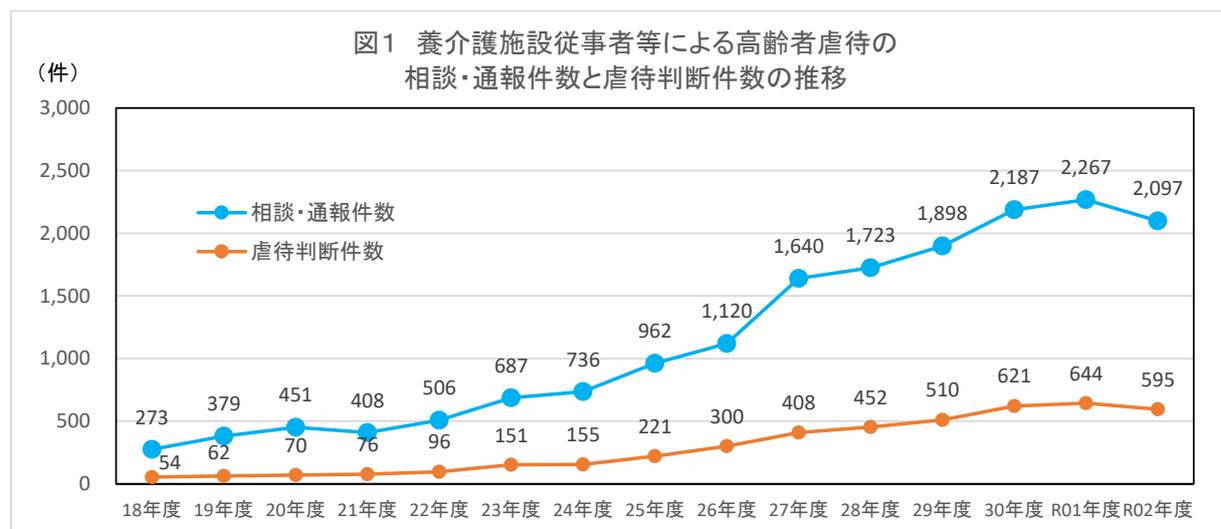
	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）
令和2年度	595件	2,097件	17,281件	35,774件
令和元年度	644件	2,267件	16,928件	34,057件
増減 (増減率)	-49件 (-7.6%)	-170件 (-7.5%)	353件 (2.1%)	1,717件 (5.0%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数



2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 2,390 人のうち、「当該施設職員」が 637 人 (26.7%) で最も多く、次いで「当該施設管理者等」が 346 人 (14.5%) であった。「家族・親族」は 332 人 (13.9%) であり、令和元年度 (499 人、18.9%) から減少した。(複数回答)【2~3P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 2,097 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 4 日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 34 日であった。【3P】

(3) 虐待の発生要因

「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 290 件 (48.7%) で最も多く、次いで「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が 132 件 (22.2%)、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 102 件 (17.1%)、「倫理観や理念の欠如」が 87 件 (14.6%)、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が 63 件 (10.6%) であった。(複数回答)【4P】

(4) 過去の指導等

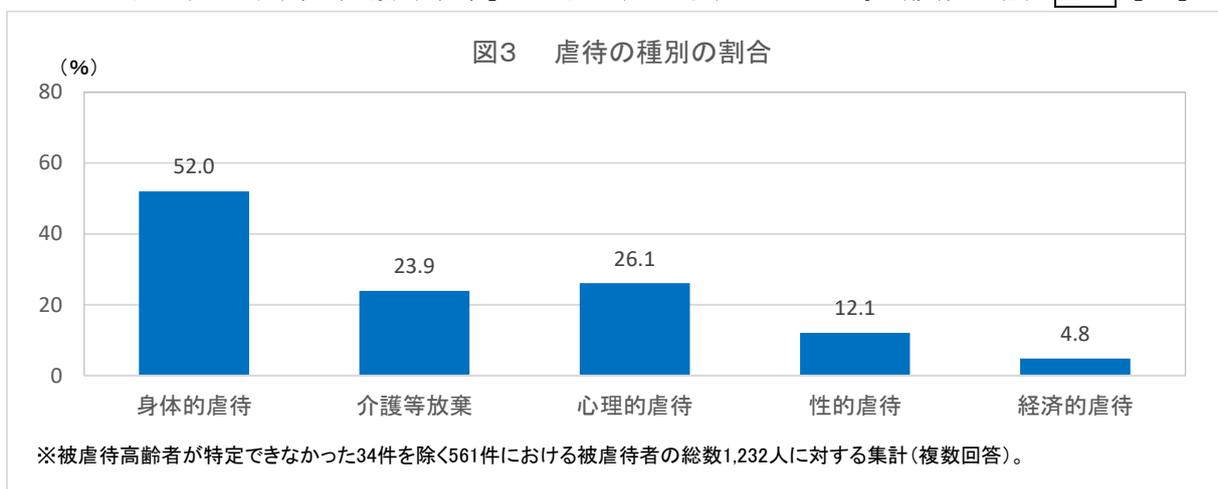
虐待の事実が認められた 595 件の施設・事業所のうち、153 件 (25.7%) が過去何らかの指導等 (虐待以外の事案に関する指導等を含む) を受けており、過去にも虐待事例が発生していたケースが 93 件 (15.6%) あった。【4P】

(5) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

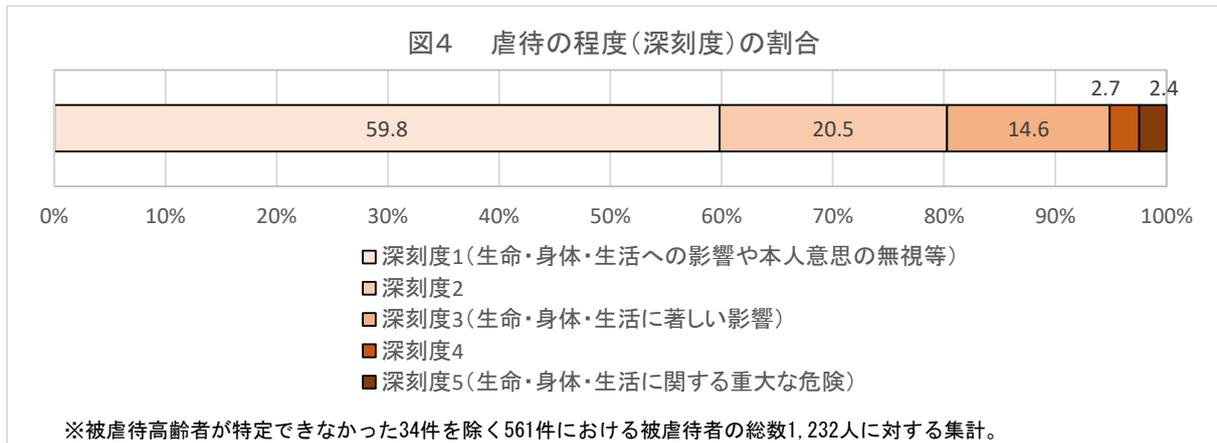
「特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)」が 168 件 (28.2%) で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 161 件 (27.1%)、「認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)」が 83 件 (13.9%)、「介護老人保健施設」が 50 件 (8.4%) であった。【6P】

(6) 虐待の内容

- 養介護施設従事者等による虐待において特定された被虐待高齢者 1,232 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 641 人 (52.0%) で最も多く、次いで「心理的虐待」321 人 (26.1%)、「介護等放棄」295 人 (23.9%) であった。(複数回答) 図 3【7P】



- 被虐待高齢者 1,232 人のうち、「身体拘束あり」は 317 人 (25.7%) であった。【7P】
- 虐待の程度 (深刻度) では、5 段階評価で最も軽い「深刻度 1」(生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等) が 737 人 (59.8%) である一方、最も重い「深刻度 5」(生命・身体・生活に関する重大な危険) は 30 人 (2.4%) であった。【図 4】【8P】
- 養介護施設従事者等による虐待における死亡事例は 3 件であった。

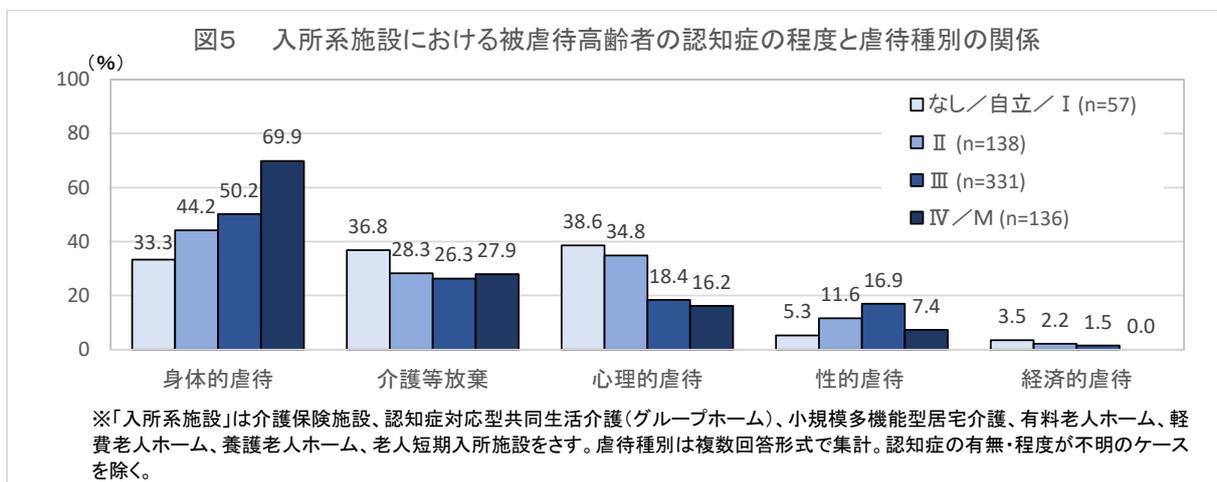


(7) 被虐待高齢者の状況

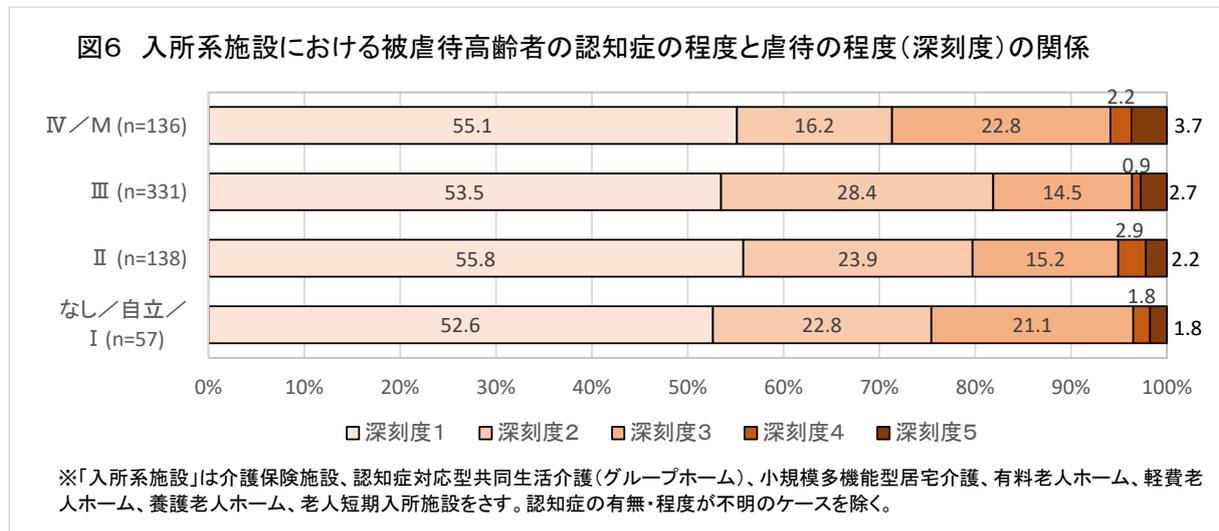
- 被虐待高齢者 1,232 人のうち、「女性」が 855 人 (69.4%) を占め、年齢は「85～89 歳」が 280 人 (22.7%)、「90～94 歳」が 275 人 (22.3%) であった。また、要介護度 3 以上の者が 816 人 (66.2%)、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が 858 人 (69.6%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) A 以上の者が 636 人 (51.6%) であった。【8～9P】

(認知症との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度Ⅳ/Mの場合、身体的虐待を受ける割合が特に高い。【図 5】【25P】

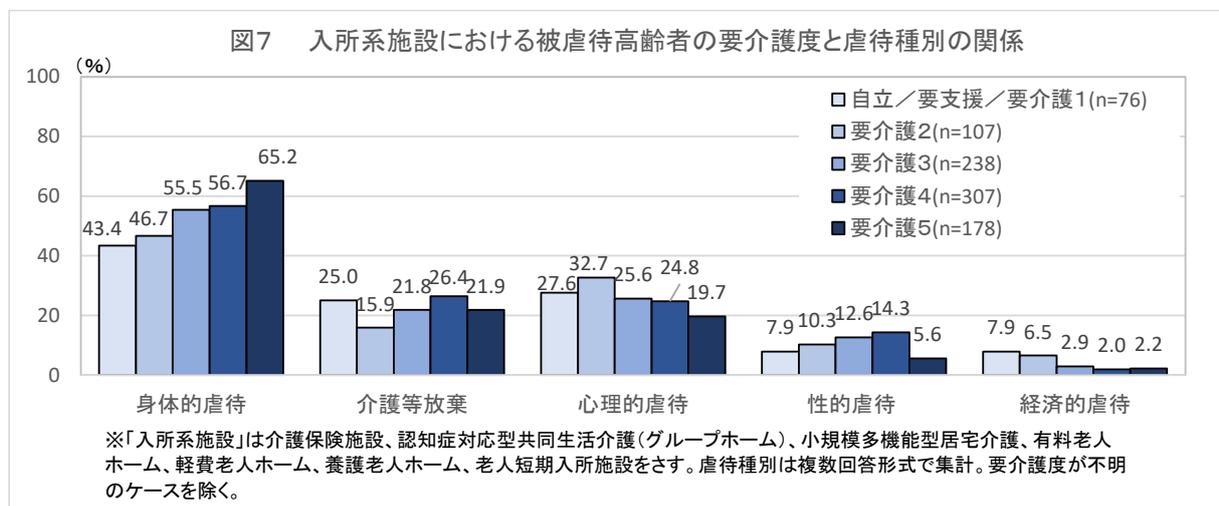


- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度Ⅳ/Mの場合「深刻度3」以上の割合が28.7%を占めていた。【図6】【25P】



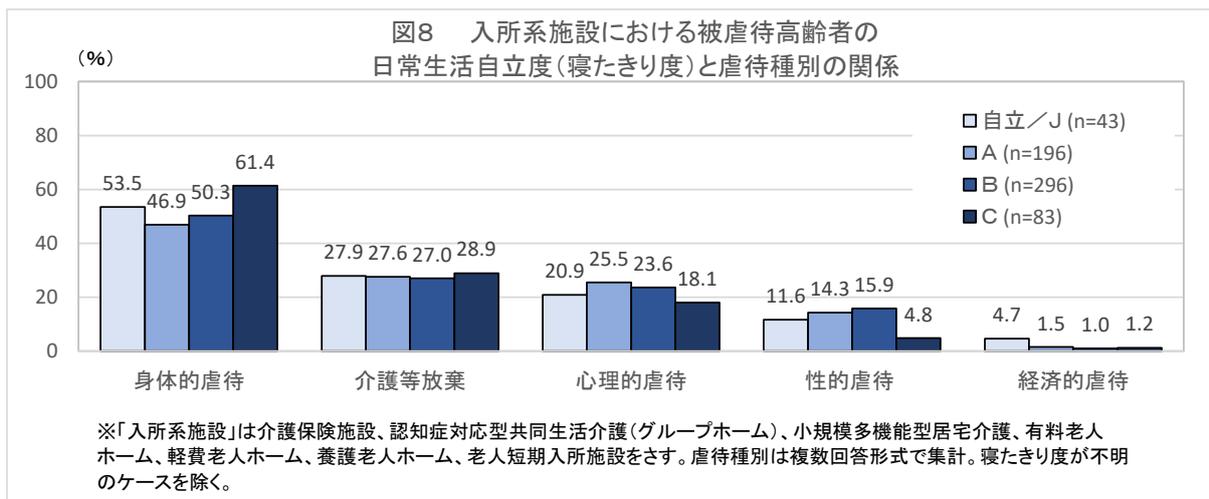
(要介護度との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、要介護度が重度になるほど「身体的虐待」の割合が高まる傾向がみられた。【図7】【26P】



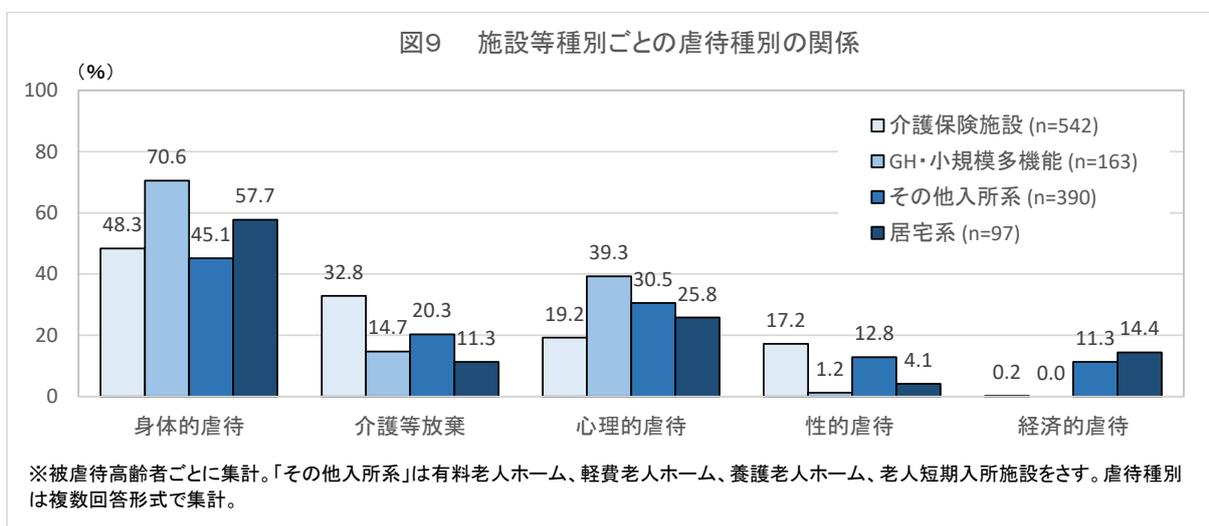
(日常生活自立度（寝たきり度）との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「日常生活自立度（寝たきり度）」と「虐待種別」の関係をみると、「日常生活自立度（寝たきり度）」が低くなる（身体機能が低下する）ほど「身体的虐待」の割合が高い傾向がみられた。【図8】【26P】

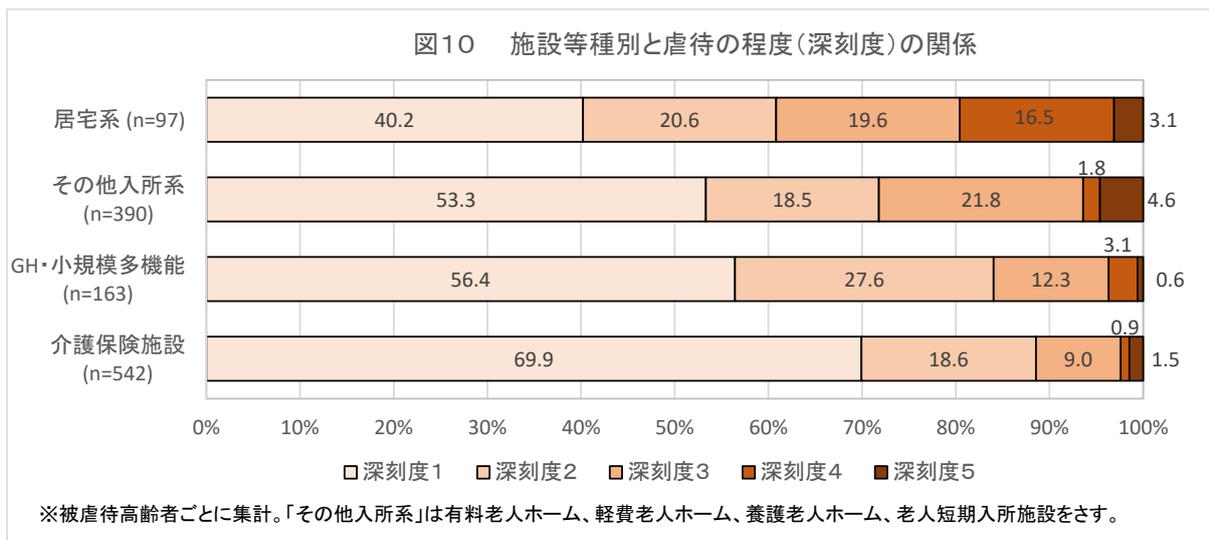


(施設種別との関係)

- いずれの施設種別においても「身体的虐待」が含まれる割合が最も高く、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」では70.6%を占める。
- 「介護保険施設」では他の施設種別と比べ「介護等放棄」が含まれる割合が高く「心理的虐待」が含まれる割合は低い。
- 「その他入所系」や「居宅系」では、他の施設種別に比べて「経済的虐待」が含まれる割合が高い。図9【27P】

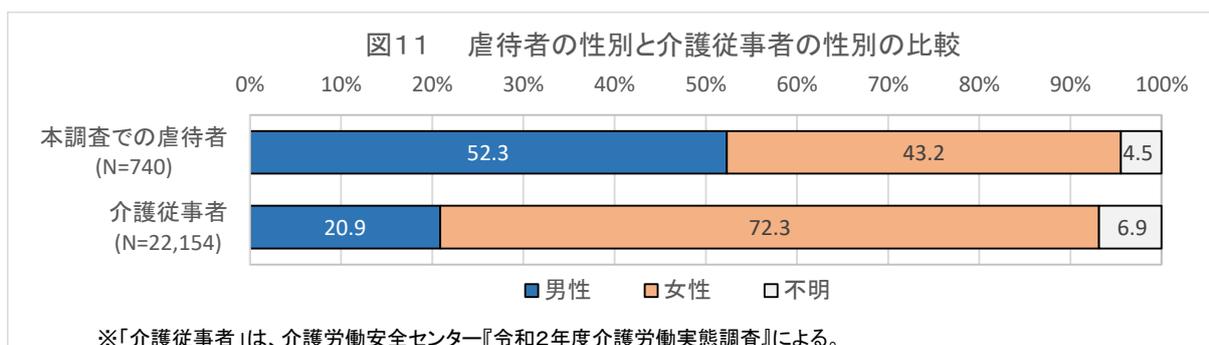


- 「施設種別」と「虐待の程度(深刻度)」の関係をみると、「その他入所系」や「居宅系」事業所において「深刻度3以上」の割合が高い傾向がみられた。図10【28P】

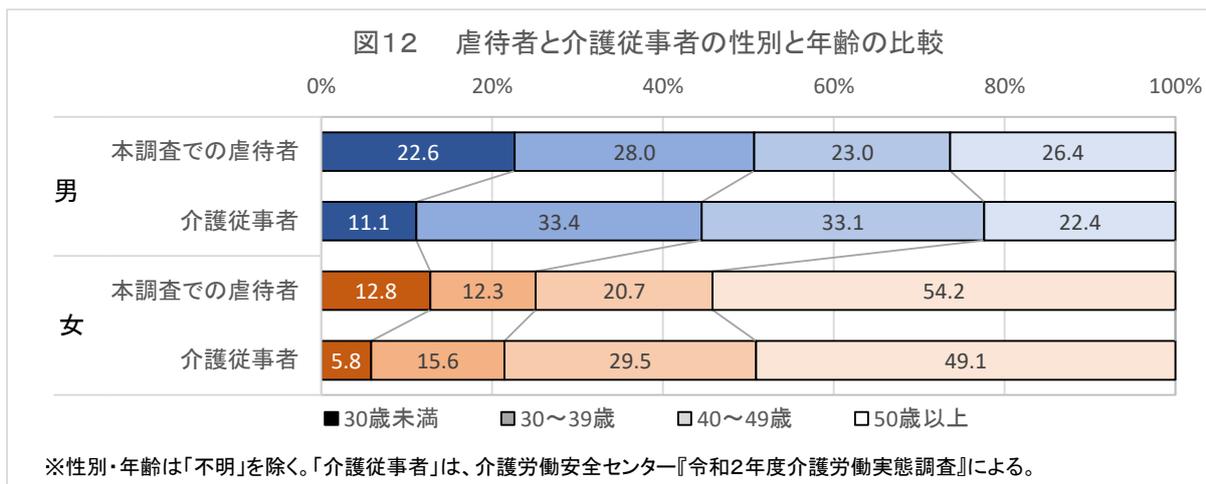


(8) 虐待を行った養介護施設従事者等(虐待者)の状況

- 養介護施設従事者等による虐待において特定された虐待者の740人のうち、「40～49歳」が117人(15.8%)、「30～39歳」が111人(15.0%)、「50～59歳」が109人(14.7%)、「30歳未満」が96人(13.0%)、職種は「介護職」が585人(79.1%)であった。【9P】
- 虐待者の性別は、「男性」が387人(52.3%)、「女性」が320人(43.2%)であった。虐待者の男女比については、介護従事者全体(介護労働実態調査)に占める男性の割合が20.9%であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が52.3%であることを踏まえると、虐待者は相対的に男性の割合が高い。図11【28P】



- 虐待者の男女別年齢と介護従事者を比較すると、男性・女性ともに「30歳未満」の虐待者の割合が介護従事者全体よりも高い傾向がみられる。図12【28P】



(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村等において、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、指定効力の停止等の対応が取られていた。【10P】

3. 養護者による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 38,402 人のうち「警察」が 11,978 人 (31.2%) で最も多く、次いで「介護支援専門員」が 9,760 人 (25.4%)、「家族・親族」が 3,127 人 (8.1%) であった。【11P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 35,774 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

○ 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 0 日 (即日) であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 2 日であった。【12P】

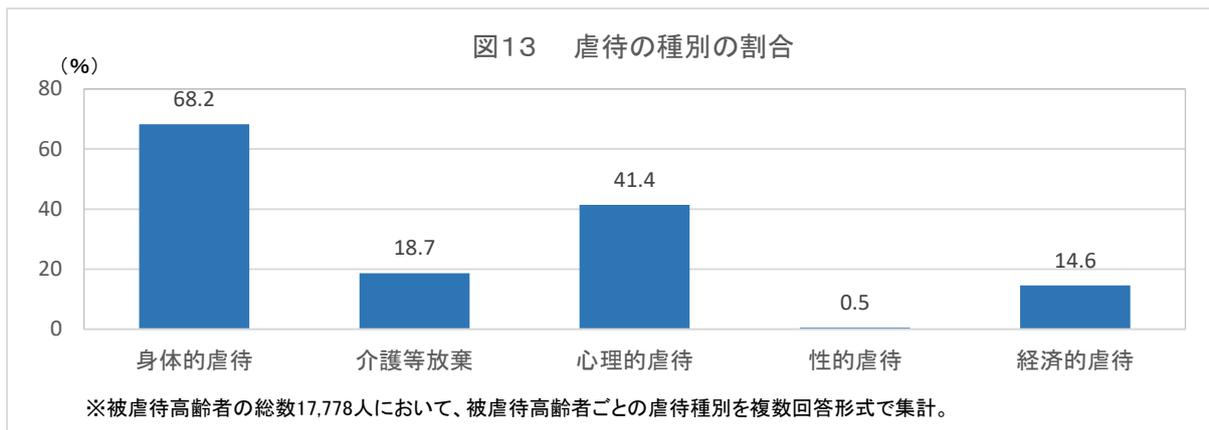
○ 相談・通報件数 36,822 件 (令和元年度以前に相談・通報があったもののうち、令和2年度中に事実確認を行ったものを含む。) について、市町村が事実確認を行った事例 34,957 件 (94.9%) のうち、「訪問調査」が 22,366 件 (60.7%)、「関係者からの情報収集」が 12,419 件 (33.7%)、「立入調査」が 172 件 (0.5%) により実施された。【12P】

(3) 虐待の発生要因

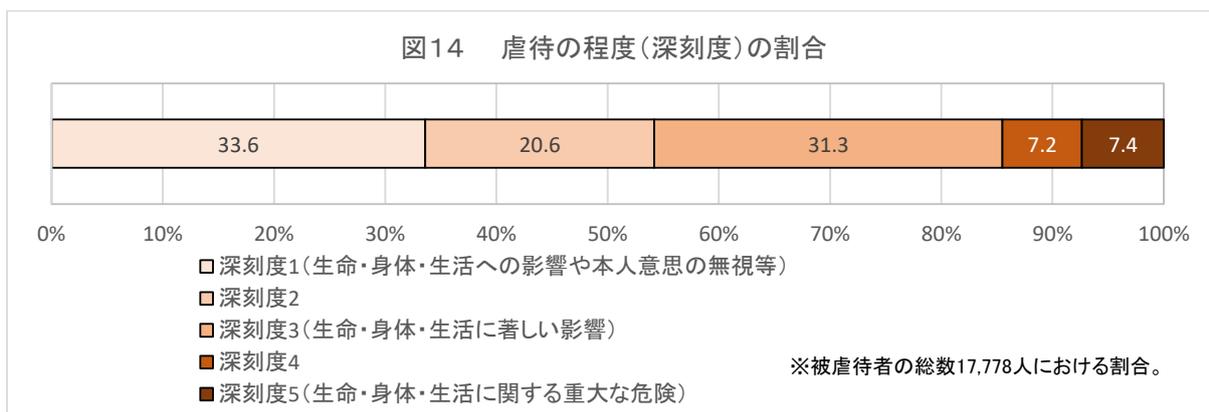
虐待者の「性格や人格 (に基づく言動)」が 9,999 件 (57.9%)、被虐待者の「認知症の症状」が 9,141 件 (52.9%)、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」が 8,638 件 (50.0%) であった。(複数回答) 【13~14P】

(4) 虐待の内容

○ 養護者による虐待において特定された被虐待高齢者 17,778 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 12,128 人 (68.2%) で最も多く、次いで「心理的虐待」が 7,362 人 (41.4%)、「介護等放棄」が 3,319 人 (18.7%)、「経済的虐待」が 2,588 人 (14.6%) であった。(複数回答) 図 13 【14P】



○ 虐待の程度（深刻度）の割合は、5段階評価で最も軽い「深刻度1」（生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等）が5,975人（33.6%）と最も多く、次いで「深刻度3」（生命・身体・生活に著しい影響）が5,564人（31.3%）であった。一方、最も重い「深刻度5」（生命・身体・生活に関する重大な危険）は1,307人（7.4%）であった。**図14**【15P】

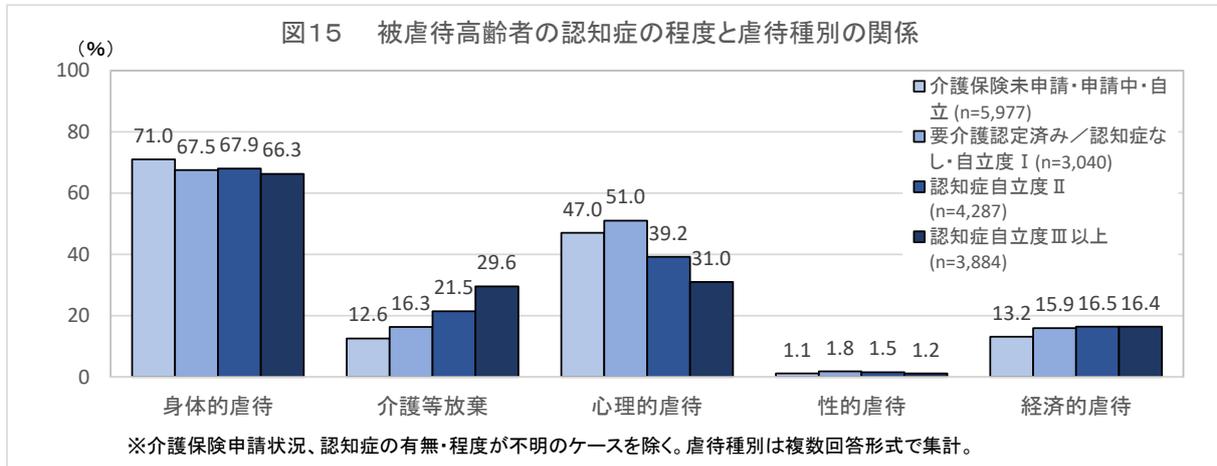


(5) 被虐待高齢者の状況

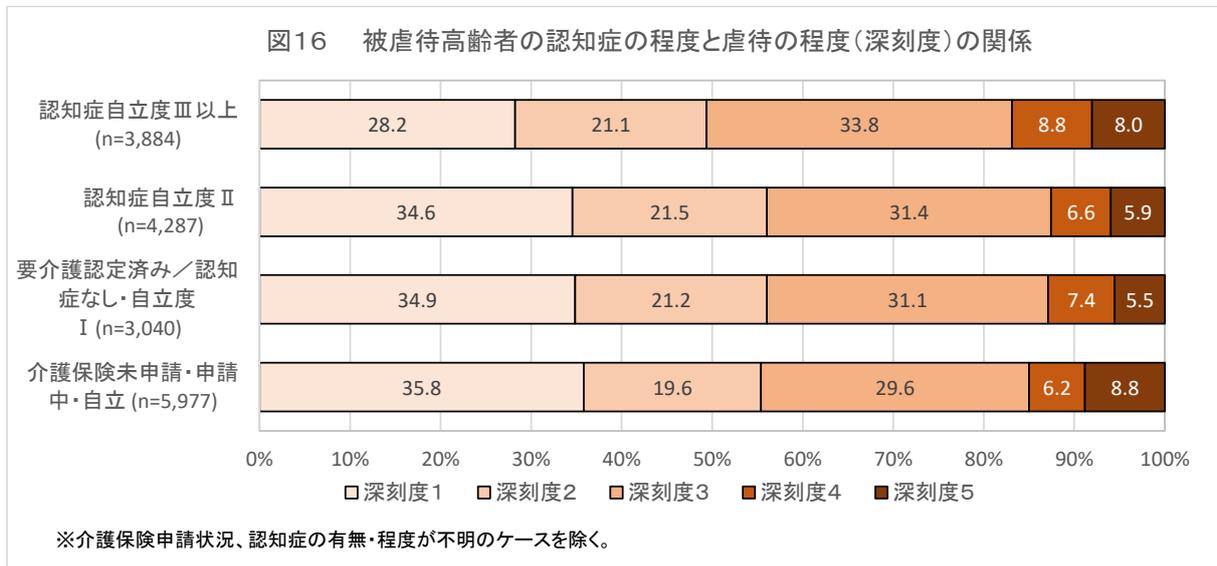
○ 被虐待高齢者17,778人のうち、「女性」が13,377人（75.2%）を占め、年齢では「80～84歳」が4,195人（23.6%）、「75～79歳」が3,713人（20.9%）であった。要介護認定の状況は、「認定済み」が11,741人（66.0%）であり、要介護別の内訳は「要介護1」が3,057人（26.0%）、「要介護2」が2,579人（22.0%）、「要介護3以上」が4,233人（36.1%）であった。また、要介護認定者における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上は8,479人（72.2%）、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上は8,115人（69.1%）であった。**【15～16P】**

(認知症との関係)

- 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者に重度の認知症がある場合には「介護等放棄」を受ける割合が高い。一方で「心理的虐待」では逆の傾向がみられた。【図 15】【30P】

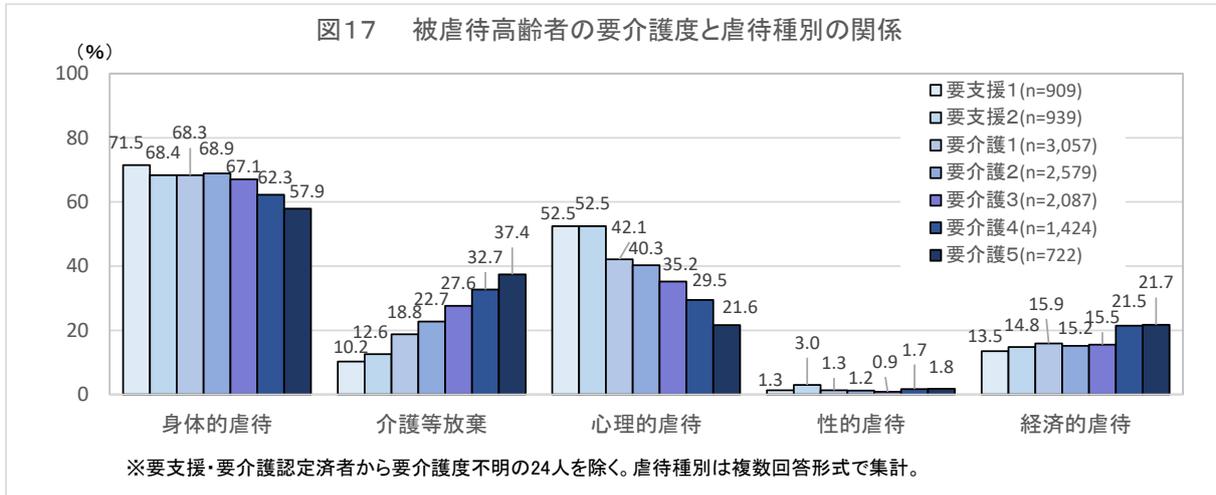


- 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、「介護保険未申請・申請中・自立」及び「認知症自立度Ⅲ以上」において「深刻度4・5」の割合が相対的に高い。【図 16】【30P】

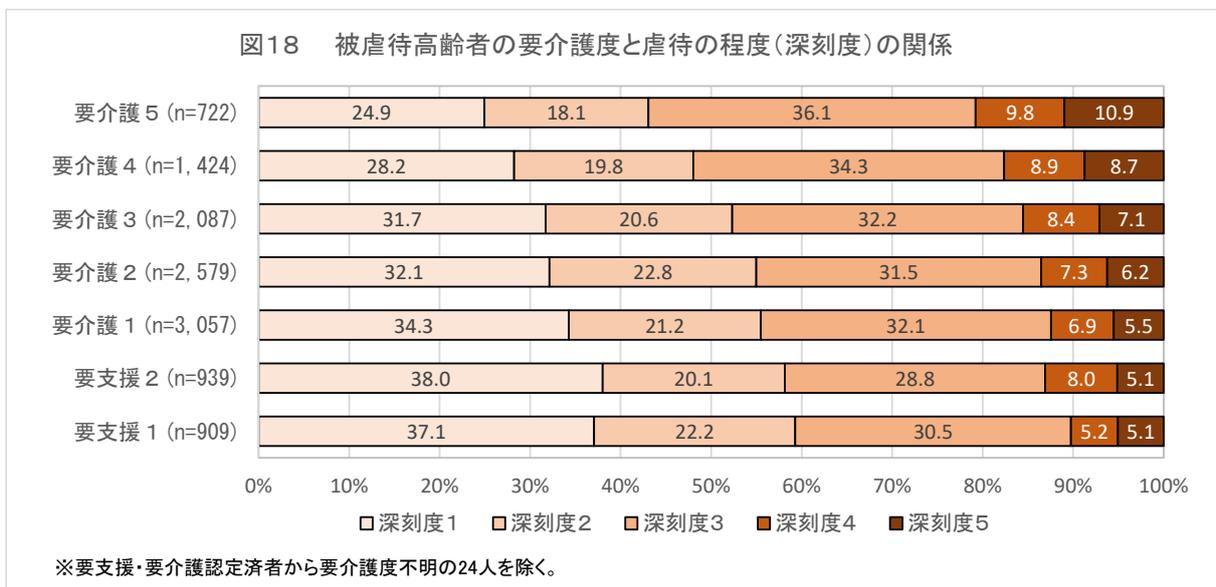


(要介護度との関係)

- 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係を見ると、「心理的虐待」では要介護度が重い方の割合が低く、「介護等放棄」では逆の傾向がみられた。【図 17】【29P】

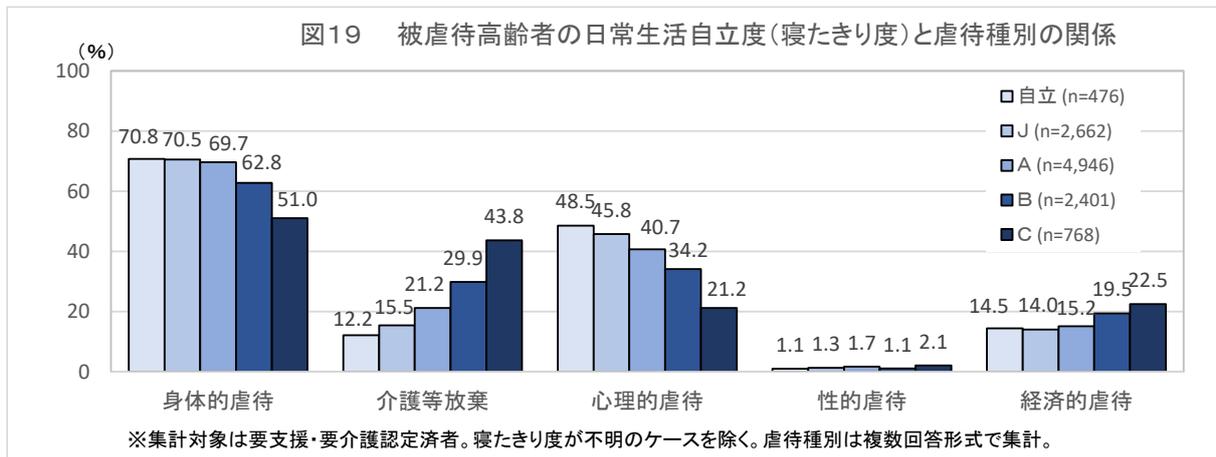


- 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係を見ると、要介護度が重い場合に深刻度が高まる傾向がみられた。【図 18】【30P】

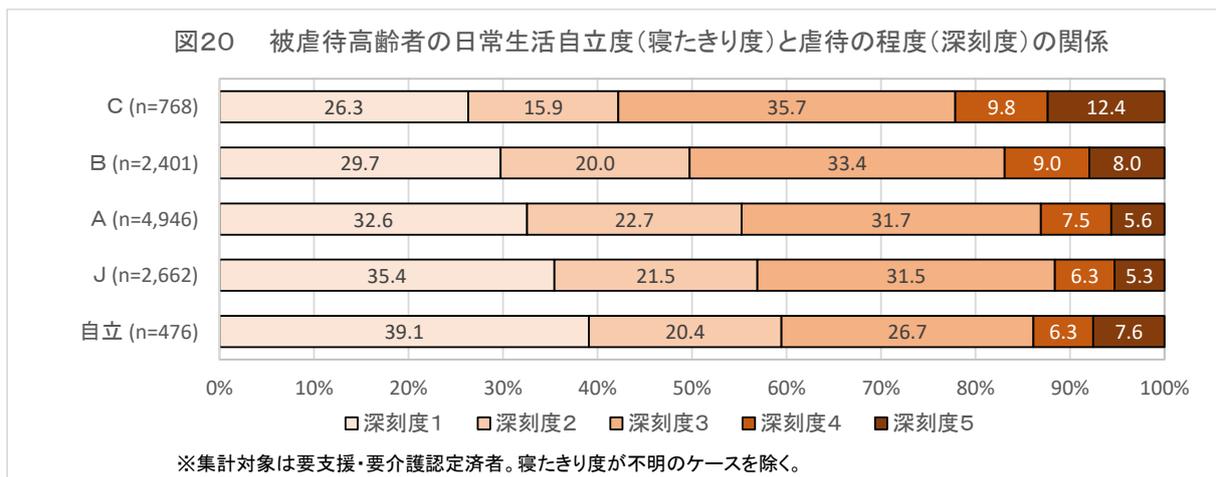


(日常生活自立度(寝たきり度)との関係)

- 被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が低くなる(身体機能が低下する)ほど「介護等放棄」を受ける割合が高い。一方で、「身体的虐待」や「心理的虐待」については逆の傾向がみられた。【図19】【31P】

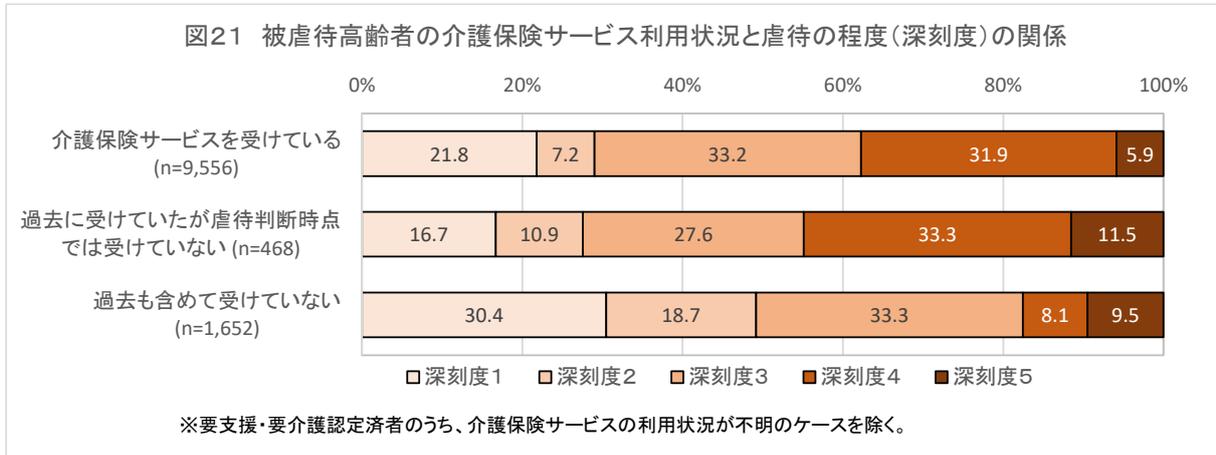


- 被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待の程度(深刻度)」の関係をみると、被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が低い(身体機能が低下している)場合、虐待の深刻度が高くなる傾向がみられた。【図20】【31P】

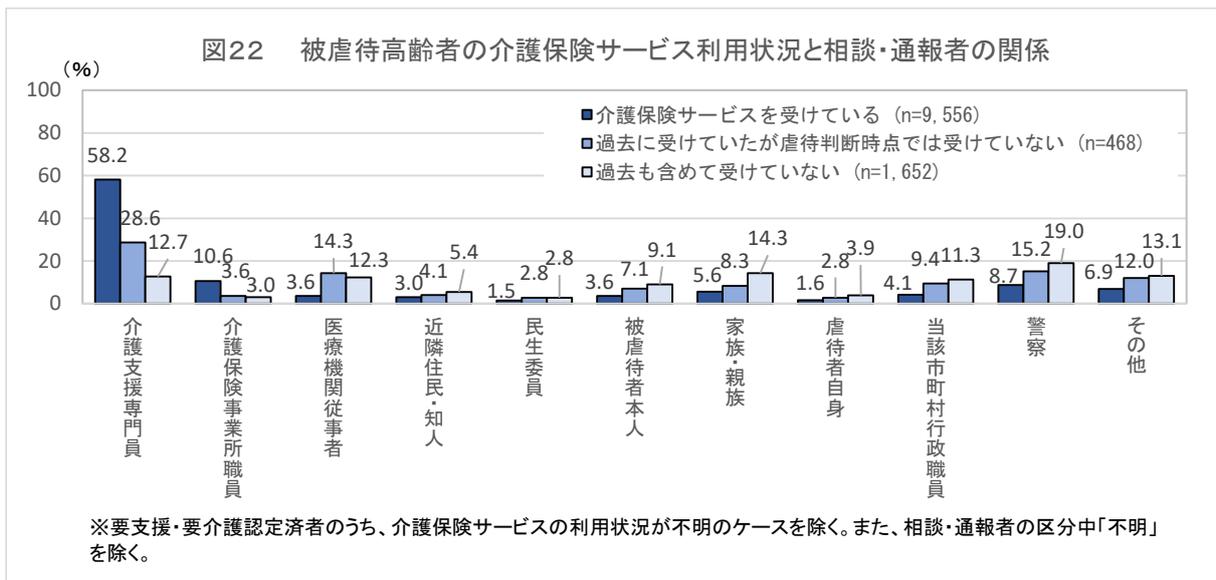


(介護保険サービス利用状況との関係)

- 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「虐待の程度（深刻度）」との関係をみると、介護保険サービスを受けている場合には、虐待の深刻度が最も高い「深刻度5」の割合が相対的に低かった。【図 21】【32P】

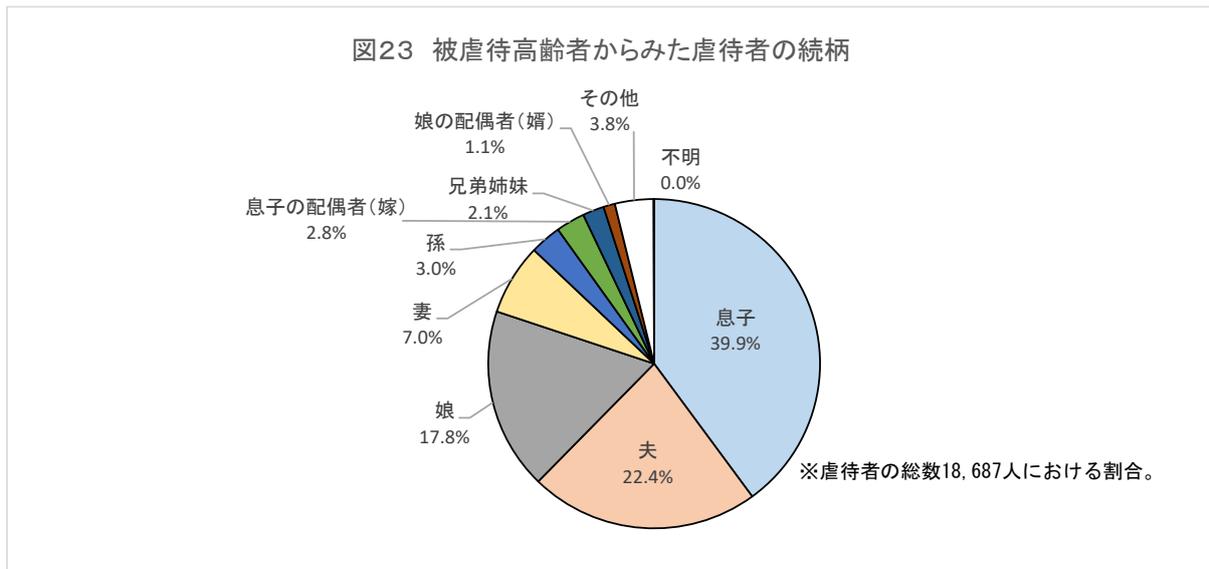


- 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「相談・通報者」との関係を見ると、介護保険サービスを受けている場合では、相談・通報者に「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が含まれる割合が相対的に高かった。過去受けていたが虐待判断時点では受けていない場合では、相談・通報者に「医療機関従事者」が含まれる割合が相対的に高かった。過去も含めて受けていない場合では、相談・通報者に「警察」「家族・親族」「被虐待者本人」が含まれている割合が相対的に高かった。【図 22】【31P】



(6) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

- 被虐待高齢者における虐待を行った養護者（虐待者）との同居・別居の状況については、「虐待者のみと同居」が 9,308 人（52.4%）で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の 6,401 人（36.0%）と合わせると 15,709 人（88.4%）の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。【17P】
- 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 7,462 人（39.9%）で最も多く、次いで「夫」が 4,183 人（22.4%）、「娘」が 3,330 人（17.8%）であった。図 23 【18P】



- 虐待者の年齢は、「50～59歳」が 25.8%と最も多く、次いで 70～79歳（「70～74歳」と「75～79歳」の合計）が 16.7%、「40～49歳」が 16.2%、60～69歳（「60～64歳」と「65～69歳」の合計）が 15.5%の順であった。【18P】

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- 虐待への対応については、「虐待者から分離を行った事例」が 6,620 人（26.7%）であり、そのうち、「介護保険サービスの利用」が 2,092 人（31.6%）で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 1,233 人（18.6%）、「やむを得ない事由等による措置」が 945 人（14.3%）、「住まい・施設等の利用（介護保険サービスの利用等を除く。）」が 943 人（14.2%）であった。【18～19P】

一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」では、「養護者に対する助言・指導」が 6,815 人（53.9%）で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」が 3,310 人（26.2%）であった。【19P】

- 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が 941 人、「利用手続中」が 610 人であり、これらを合わせた 1,551 人のうち市町村長申立の事例は 1,003 人（64.7%）であった。【19P】

(8) 虐待等による死亡事例

養護者（介護をしている親族を含む）による事例で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例（令和2年度中に発生・市町村把握）は、「養護者による被養護者の殺人」が12人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が4人、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が3人、「その他」が6人となっており、合計25人であった。表2【19～20P】

表2 虐待等による死亡事例の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
件数	31	27	24	31	21	21	26	21	25	20	24	28	21	15	25
人数	32	27	24	31	21	21	27	21	25	20	25	28	21	15	25

4. 自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

(1) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

令和2年度で「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が1,494市町村（85.8%）で実施されている。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が917市町村（52.7%）、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が897市町村（51.5%）と半数程度にとどまる。

令和元年度と比べて「地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修」、「居宅介護サービス事業者に法について周知」、「介護保険施設に法について周知」等の実施割合が低下していた。【22P】

市町村での18項目の取組状況と養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数との関係を見ると、取組項目が多い市町村ほど高齢者人口比当たりの件数が多く、取組項目が少ない市町村では高齢者人口比当たりの件数が少ない傾向であった。図24【35P】

なお、市町村での18項目の取り組み状況と養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数の関係については、明確な関連性は見出せなかった。

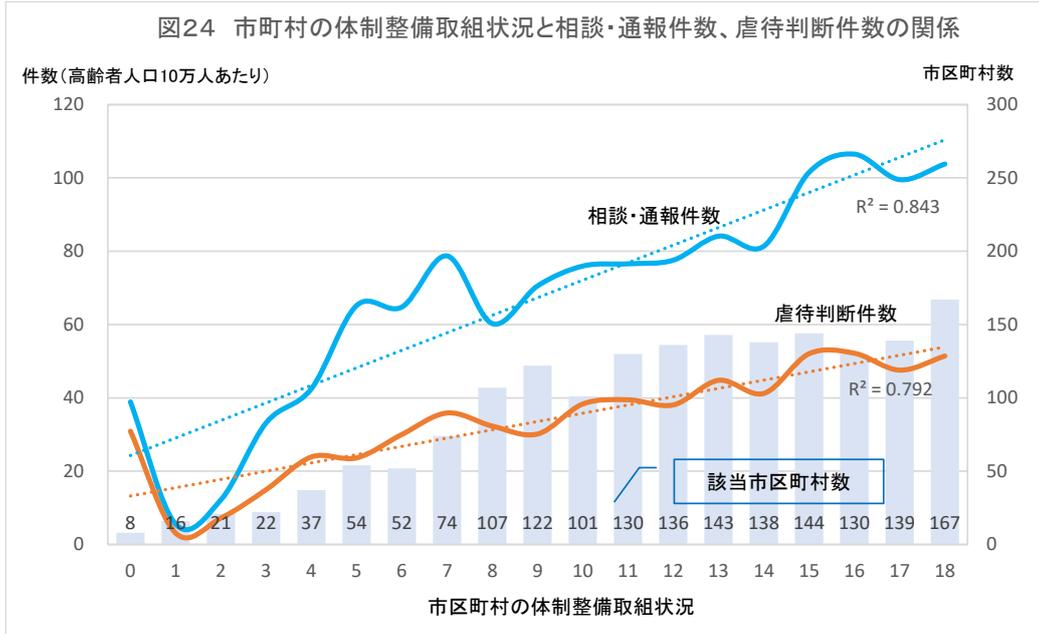


表3 市町村における体制整備の取組項目

体制・施策強化	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）
	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）
	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成
	終結事案の事後検証
	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等
行政機関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
周知	居宅介護サービス事業者に法について周知
	介護保険施設に法について周知

(2) 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

令和2年度の高齢者権利擁護等推進事業関連事業では、「市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）」は39都道府県（83.0%）で、「市町村への支援（権利擁護相談窓口の設置）」は36都道府県（76.6%）で実施されていた。一方、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）」（実施済み9都道府県）、「介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）」（実施済み12都道府県）などを実施している都道府県は限られていた。【24P】

令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）

目次

調査の概要	1
調査結果	
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	3
(4) 虐待の発生要因	4
(5) 過去の指導等	4
(6) 都道府県への報告	4
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	5
(2) 都道府県が直接把握した事例	5
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 虐待の事実が認められた事例の件数	5
(2) 施設・事業所の種別	6
(3) 虐待の内容	6
(4) 被虐待高齢者の状況	8
(5) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況	9
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	10
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	11
(2) 相談・通報者	11
(3) 事実確認の状況	12
(4) 事実確認の結果	12
(5) 虐待の発生要因	13
(6) 虐待の内容	14
(7) 被虐待高齢者の状況	15
(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況	17
(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	18
(10) 虐待等による死亡事例	19
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	21
4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	24
5. クロス集計等分析結果表等	25

調査の概要

【調査目的】

令和 2 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,741 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県を対象に、令和 2 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び令和元年度以前に相談・通報があり、令和 2 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者とは」

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

集計表の割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が 100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表1、表2）

令和2年度、全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、2,097件であった。令和元年度は2,267件であり、170件（7.5%）減少した。

表1 相談・通報件数

	令和2年度	令和元年度	増減
件数	2,097	2,267	-170 (-7.5%)

表2 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待に関する市町村への通報件数（令和2年度内）

北海道	75	東京都	205	滋賀県	27	香川県	33
青森県	18	神奈川県	173	京都府	57	愛媛県	15
岩手県	8	新潟県	20	大阪府	258	高知県	19
宮城県	21	富山県	14	兵庫県	131	福岡県	75
秋田県	12	石川県	20	奈良県	18	佐賀県	21
山形県	14	福井県	8	和歌山県	34	長崎県	30
福島県	8	山梨県	14	鳥取県	13	熊本県	18
茨城県	16	長野県	21	島根県	19	大分県	14
栃木県	16	岐阜県	21	岡山県	24	宮崎県	13
群馬県	37	静岡県	46	広島県	22	鹿児島県	19
埼玉県	156	愛知県	101	山口県	15	沖縄県	18
千葉県	112	三重県	59	徳島県	9	合計	2,097

(2) 相談・通報者（表3）

相談・通報者の内訳は、相談・通報者数2,390人に対して、「当該施設職員」が26.7%と最も多く、次いで「当該施設管理者等」が14.5%、「家族・親族」が13.9%、「当該施設元職員」が9.9%であった。なお、「本人による届出」は2.6%であった。

令和元年度と比較すると「家族・親族」の割合が減少しており、新型コロナウイルスによる入所施設等における面会制限等が影響しているものと考えられる。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数2,097件と一致しない。

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	等当該施設管理者	（医療機関従事者 （医師含む）	介護支援専門員	介護相談員
人数	63	332	637	237	346	75	103	5
割合(%)	2.6	13.9	26.7	9.9	14.5	3.1	4.3	0.2
(参考)	41	499	628	188	401	86	91	26
令和元年度	1.6	18.9	23.8	7.1	15.2	3.3	3.4	1.0

(続き)

	地域 包括 支援 職員	社会 職 員 福 祉 協 議	国 民 健 康 保 険 連 合 会	都 道 府 県 連 絡	警 察	そ の 他	不 明 （ 匿 名 を 含 む ）	合 計
人数	81	5	3	52	56	266	129	2,390
割合(%)	3.4	0.2	0.1	2.2	2.3	11.1	5.4	100.0
(参考)	91	5	8	56	56	273	193	2,642
令和元年度	3.4	0.2	0.3	2.1	2.1	10.3	7.3	100.0

(3) 事実確認の状況 (表4～表6)

令和2年度において「事実確認を行った事例」は1,971件、「事実確認を行っていない事例」は285件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた」が587件、虐待の「事実が認められなかった」が916件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が468件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の285件について、相談・通報を受理した段階で、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が45件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が80件、「都道府県へ事実確認を依頼」が2件、「その他」が158件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった1,969件では4日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は、回答のあった587件では34日であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	割合(%)		
		(うち令和2年度内に通報・相談)	(うち令和元年度以前に通報・相談)	
事実確認を行った事例	1,971	(1,818)	(153)	(87.4)
事実が認められた	587	(523)	(64)	[26.0]
事実が認められなかった	916	(860)	(56)	[40.6]
虐待の有無の判断に至らなかった	468	(435)	(33)	[20.7]
事実確認を行っていない事例	285	(279)	(6)	(12.6)
虐待ではなく事実確認不要と判断した	45	(45)	(0)	[2.0]
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	80	(79)	(1)	[3.5]
都道府県へ事実確認を依頼	2	(2)	(0)	[0.1]
その他	158	(153)	(5)	[7.0]
合計	2,256	(2,097)	(159)	100

注：本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

表5 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	600	182	70	239	292	143	99	344	1,969

中央値4日

表6 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	69	18	10	28	61	43	32	326	587

中央値34日

(4) 虐待の発生要因 (表 7)

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」であった。

表 7 虐待の発生要因 (複数回答)

内容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	290件	48.7
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	132件	22.2
職員のストレスや感情コントロールの問題	102件	17.1
倫理観や理念の欠如	87件	14.6
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	63件	10.6
虐待を行った職員の性格や資質の問題	57件	9.6
その他	19件	3.2

(5) 過去の指導等 (表 8)

虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待が発生していた割合は 15.6%、過去に何らかの指導等が行われていた割合は 25.7%であった。

指導内容としては、虐待防止の取組や不適切ケア、事故発生時の対応、身体拘束の適正運用等に関するもののほか、人員基準違反等に関する指導、記録整備等に関する内容であった。

表 8 当該施設等への過去の指導等の有無

	件数	割合 (%)
当該施設等における過去の虐待あり	93	15.6
当該施設等に対する過去の指導等あり	153	25.7

(6) 都道府県への報告 (表 9)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (以下「法」という。) 第 22 条及び同法施行規則第 1 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事案が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

市町村が事実確認を行った事例 (当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。) 1,971 件のうち、594 件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 587 件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が「都道府県に (単独または共同での) 事実確認を依頼した」が 7 件であった。

表 9 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	594 件
虐待の事実が認められた	587 件
都道府県に事実確認を依頼した	7 件

1-2 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例（表 10）

市町村から「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した事例」7件について事実確認を行った結果、「虐待ではないと判断した」が2件、「虐待の有無の判断に至らなかった」は3件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が2件であった。

表 10 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県に事実確認を依頼した事例	7 件
虐待の事実が認められた	0 件
虐待ではないと判断した	2 件
虐待の有無の判断に至らなかった	3 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	2 件

(2) 都道府県が直接把握した事例（表 11）

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が24件あり、都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた」が8件、「虐待ではないと判断した」が6件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が6件であった。

表 11 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報等を受理した事例	24 件
虐待の事実が認められた	8 件
虐待ではないと判断した	6 件
虐待の有無の判断に至らなかった	6 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	2 件
事実確認を行わなかった	2 件

1-3 虐待の事実が認められた事例について

(1) 虐待の事実が認められた事例の件数（表 12、表 13）

虐待の事実が認められた事例は、市町村が事実確認を行い、市町村が虐待の事実を認めた事例（当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。）が587件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が0件、都道府県が直接、通報等を受理し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が8件であり、これらを合わせた総数は595件であった。これを都道府県別にみると表13のとおりである。

表 12 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村が事実確認を行った事例	都道府県に事実確認を依頼した事例	都道府県が直接、通報等を受理した事例	合計
令和2年度	587	0	8	595
令和元年度	637	0	7	644
増減	-50 -(7.8%)	0 -	1 (14.3%)	-49 -(7.6%)

表 13 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数(令和2年度内)

北海道	15	東京都	68	滋賀県	8	香川県	7
青森県	2	神奈川県	52	京都府	10	愛媛県	4
岩手県	3	新潟県	10	大阪府	76	高知県	6
宮城県	9	富山県	1	兵庫県	20	福岡県	18
秋田県	7	石川県	8	奈良県	4	佐賀県	8
山形県	4	福井県	2	和歌山県	10	長崎県	5
福島県	4	山梨県	3	鳥取県	4	熊本県	10
茨城県	4	長野県	5	島根県	6	大分県	0
栃木県	7	岐阜県	4	岡山県	7	宮崎県	2
群馬県	9	静岡県	19	広島県	5	鹿児島県	6
埼玉県	56	愛知県	17	山口県	2	沖縄県	7
千葉県	36	三重県	21	徳島県	4	合計	595

以下、虐待の事実が認められた 595 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(2) 施設・事業所の種別 (表 14)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が 28.2%で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 27.1%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 13.9%、「介護老人保健施設」が 8.4%の順であった。

表 14 当該施設・事業所の種別

	ホ ム 特 別 養 護 老 人 ホ ム	施 介 設 護 老 人 保 健	医 療 介 護 施 設 療 養 ・ 養 介 護 医	共 認 知 症 生 活 対 応 型 介 護	ム 有 料 老 人 ホ ム	(内訳)		型 小 規 模 介 護 機 能
						住 宅 型	介 護 付 き	
件数	168	50	2	83	161	(81)	(80)	12
割合(%)	28.2	8.4	0.3	13.9	27.1	(13.6)	(13.4)	2.0
	ホ ム 軽 費 老 人	ホ ム 養 護 老 人	設 短 期 入 所 施	訪 問 介 護 等	通 所 介 護 等	援 居 宅 介 護 支	そ の 他	合 計
件数	6	3	25	31	30	5	19	595
割合(%)	1.0	0.5	4.2	5.2	5.0	0.8	3.2	100.0

(3) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった 34 件を除く 561 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合があるため、561 件の事例において特定された被虐待高齢者の総数は 1,232 人であった。

ア. 虐待の種別 (表 15)

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が 52.0%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 26.1%、「介護等放棄」が 23.9%、「性的虐待」が 12.1%、「経済的虐待」が 4.8%であった。

表 15 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	641	295	321	149	59
割合(%)	52.0	23.9	26.1	12.1	4.8

(注) 割合は、被虐待高齢者が特定できなかった 34 件を除く 561 件における被虐待者の総数 1,232 人に対する集計（表 16～22 も同様）。ただし、1 人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 1,232 人と一致しない。

【参考】虐待の具体的内容（主なもの）

身体的虐待	暴力的行為 高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭の寄付・贈与の強要 着服・窃盗 無断流用

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無（表 16）

被虐待高齢者 1,232 人のうち「身体拘束あり」が 25.7%、「身体拘束なし」が 74.3%であった。

表 16 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束 あり	身体拘束 なし	合計
317 人 (25.7%)	915 人 (74.3%)	1,232 (100.0%)

ウ. 虐待の程度（深刻度）（表 17）

5 段階評価で最も軽い「深刻度 1」（生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等）が 59.8%である一方、最も重い「深刻度 5」（生命・身体・生活に関する重大な危険）は 2.4%であった。

なお、被虐待高齢者の死亡事例は 3 件であった。

表 17 虐待の程度（深刻度）

	人数	割合 (%)
深刻度1（生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等）	737	(59.8%)
深刻度2	252	(20.5%)
深刻度3（生命・身体・生活に著しい影響）	180	(14.6%)
深刻度4	33	(2.7%)
深刻度5（生命・身体・生活に関する重大な危険）	30	(2.4%)
合計	1,232	(100.0%)

(4) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）について集計を行った。

ア. 性別（表 18）

「男性」が 30.2%、「女性」が 69.4%と、全体の約 7 割が「女性」であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
372 人 (30.2%)	855 人 (69.4%)	5 人 (0.4%)	1232 人 (100.0%)

イ. 年齢（表 19）

「85～89 歳」が 22.7%と最も多く、次いで「90～94 歳」が 22.3%、「80～84 歳」が 15.8%、「75～79 歳」が 9.3%であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100歳 以上	不明	合計
人数	22	32	67	114	195	280	275	103	23	121	1,232
割合 (%)	1.8	2.6	5.4	9.3	15.8	22.7	22.3	8.4	1.9	9.8	100.0

ウ. 要介護状態区分等（表 20～表 22）

「要介護 4」が 27.2%と最も多く、次いで「要介護 3」が 22.2%、「要介護 5」が 16.9%であり、合わせて「要介護 3 以上」が 66.2%を占めた。

また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者は 69.6%、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 51.6%であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護状態区分

要介護度	人数	割合 (%)
自立	6	0.5
要支援 1	3	0.2
要支援 2	12	1.0
要介護 1	72	5.8
” 2	128	10.4
” 3	273	22.2
” 4	335	27.2
” 5	208	16.9
不明	195	15.8
合計	1,232	100.0
(再掲) 要介護3以上	(816)	(66.2)

表 21 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度

認知症日常生活自立度	人数	割合 (%)
自立または認知症なし	25	2.0
認知症日常生活自立度Ⅰ	48	3.9
”Ⅱ	166	13.5
”Ⅲ	361	29.3
”Ⅳ	140	11.4
”Ⅴ	14	1.1
認知症あるが自立度は不明	177	14.4
認知症の有無が不明	301	24.4
合計	1,232	100.0
(再掲) 自立度Ⅱ以上 (※)	(858)	(69.6)

(注) 「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

8 (※) 自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

表 22 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合 (%)
自立	9	0.7
日常生活自立度（寝たきり度） J	50	4.1
” A	221	17.9
” B	325	26.4
” C	90	7.3
不明	537	43.6
合計	1,232	100.0
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度)A以上	(636)	(51.6)

(5) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定できなかった 70 件を除く 525 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、525 件の事例において特定された虐待者の総数は 740 人であった。

ア. 年齢（表 23）

「40～49 歳」が 15.8%と最も多く、次いで「30～39 歳」が 15.0%、「50～59 歳」が 14.7%、「30 歳未満」が 13.0%であった。

表 23 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	96	111	117	109	93	214	740
割合 (%)	13.0	15.0	15.8	14.7	12.6	28.9	100.0

イ. 職種（表 24）

「介護職」が 79.1%、「看護職」が 3.4%、「管理職」が 6.1%、「施設長」が 3.6%であった。

表 24 虐待者の職種

	介護職	(内訳)			看護職	管理職	施設長
		介護福祉士	介護福祉士以外	資格不明			
人数	585	(182)	(108)	(295)	25	45	27
割合 (%)	79.1	(31.1)	(18.5)	(50.4)	3.4	6.1	3.6

	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数	30	26	2	740
割合 (%)	4.1	3.5	0.3	100.0

ウ. 性別（表 25）

「男性」が 52.3%、「女性」が 43.2%であった。

表 25 虐待者の性別

男性	女性	不明	合計
387 人 (52.3%)	320 人 (43.2%)	33 人 (4.5%)	740 人 (100.0%)

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 26～表 29）

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 717 件（令和元年度以前に虐待と認定して令和 2 年度に対応した 122 件を含む。）について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県による指導等（複数回答）は、「施設等に対する指導」が 558 件、「改善計画提出依頼」が 551 件、「従事者等への注意・指導」が 319 件であった。

表 26 市町村又は都道府県による指導等（複数回答）

施設等に対する指導	558 件
改善計画提出依頼	551 件
従事者等への注意・指導	319 件

市町村又は都道府県が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 135 件、「改善勧告」が 69 件、「改善勧告に従わない場合の公表」が 1 件、「改善命令」が 14 件、「指定の効力停止」が 10 件、「指定の取消」が 3 件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 53 件、「改善命令」が 21 件、「事業の制限、停止、廃止」及び「認可取消」が 0 件であった。

表 27 都道府県又は市町村による介護保険法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

報告徴収、質問、立入検査	135 件
改善勧告	69 件
改善勧告に従わない場合の公表	1 件
改善命令	14 件
指定の効力停止	10 件
指定の取消	3 件

表 28 都道府県又は市町村による老人福祉法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

報告徴収、質問、立入検査	53 件
改善命令	21 件
事業の制限、停止、廃止	0 件
認可取消	0 件

※ 1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行なった場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 503 件、「勧告等への対応」が 54 件であった。

表 29 当該施設等における改善措置（複数回答）

	件数
施設等からの改善計画の提出	503 件
市町村による改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善	(395件)
報告徴収等に対する改善	(108件)
勧告等への対応	54 件
その他	29 件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表 30、表 31）

令和2年度に全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、35,774件であった。令和元年度は34,057件であり、1,717件（5.0%）増加した。

表 30 相談・通報件数

	令和2年度	令和元年度	増減
件数	35,774	34,057	1,717 (5.0%)

表 31 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待に関する市町村への通報件数（令和2年度内）

北海道	1,127	東京都	4,074	滋賀県	637	香川県	232
青森県	376	神奈川県	2,221	京都府	1,209	愛媛県	214
岩手県	347	新潟県	1,161	大阪府	3,545	高知県	261
宮城県	852	富山県	394	兵庫県	1,968	福岡県	957
秋田県	168	石川県	416	奈良県	248	佐賀県	121
山形県	226	福井県	290	和歌山県	307	長崎県	223
福島県	605	山梨県	175	鳥取県	140	熊本県	420
茨城県	669	長野県	645	島根県	176	大分県	327
栃木県	363	岐阜県	398	岡山県	524	宮崎県	296
群馬県	291	静岡県	920	広島県	792	鹿児島県	400
埼玉県	1,812	愛知県	1,962	山口県	332	沖縄県	436
千葉県	1,893	三重県	468	徳島県	156	合計	35,774

(2) 相談・通報者（表 32）

相談・通報者の内訳は、相談・通報者数38,402人に対して、「警察」が31.2%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が25.4%、「家族・親族」が8.1%、「被虐待者本人」が6.3%、「当該市町村行政職員」が6.0%、「介護保険事業所職員」が5.0%であった。

令和元年度と比較すると、「警察」からの相談・通報が増加し、「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」からの相談・通報がわずかながら減少した。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数35,774件と一致しない。

表 32 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	9,760	1,938	1,673	1,265	684	2,427	3,127	546	2,288	11,978	2,666	50	38,402
割合(%)	25.4	5.0	4.4	3.3	1.8	6.3	8.1	1.4	6.0	31.2	6.9	0.1	100.0
(参考) 令和元年度	10,119 27.5	2,238 6.1	1,764 4.8	1,156 3.1	736 2.0	2,424 6.6	2,895 7.9	483 1.3	2,160 5.9	10,007 27.2	2,703 7.4	45 0.1	36,730 100.0

(3) 事実確認の状況 (表 33~35)

令和2年度において「事実確認を行った事例」が34,957件、「事実確認を行っていない事例」が1,865件であった。

「事実確認を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査により調査を行った」が172件であり、「訪問調査を行った」が22,366件、「関係者からの情報収集を行った」が12,419件であった。

「事実確認を行っていない事例」の内訳は、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が1,424件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が441件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった31,046件では0日(即日)であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は、回答のあった15,543件では2日であった。

表 33 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち令和2年度内に通報・相談)	(うち令和元年度以前に通報・相談)	割合(%)
事実確認を行った事例	34,957	33,927	1,030	94.9
立入調査以外の方法により調査を行った	34,785	33,761	1,024	(94.5)
訪問調査を行った	22,366	21,595	771	[60.7]
関係者からの情報収集を行った	12,419	12,166	253	[33.7]
立入調査により調査を行った	172	166	6	(0.5)
警察が同行した	117	113	4	[0.3]
警察に援助要請したが同行はなかった	0	0	0	[0.0]
援助要請をしなかった	55	53	2	[0.1]
事実確認を行っていない事例	1,865	1,847	18	5.1
虐待ではなく事実確認不要と判断した	1,424	1,418	6	(3.9)
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	441	429	12	(1.2)
合計	36,822	35,774	1,048	100.0

表 34 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	18,795	3,625	1,515	3,136	2,074	724	328	849	31,046

中央値0日(即日)

(注) 回答のあった31,046件の事例を集計

表 35 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	6,047	1,537	879	2,004	1,952	949	558	1,617	15,543

中央値2日

(注) 回答のあった15,543件の事例を集計

(4) 事実確認の結果 (表 36、表 37)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数は、17,281件であった。令和元年度は16,928件であり、353件(2.1%)増加した。

表 36 事実確認の結果

	件数	割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	17,281	49.4
虐待ではないと判断した事例	11,721	33.5
虐待の判断に至らなかった事例	5,955	17.0
合計	34,957	100.0

表 37 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数（令和2年度内）

北海道	315	東京都	2,770	滋賀県	379	香川県	113
青森県	198	神奈川県	909	京都府	625	愛媛県	97
岩手県	172	新潟県	403	大阪府	1,525	高知県	135
宮城県	480	富山県	213	兵庫県	802	福岡県	480
秋田県	65	石川県	176	奈良県	115	佐賀県	35
山形県	124	福井県	160	和歌山県	176	長崎県	134
福島県	321	山梨県	90	鳥取県	61	熊本県	227
茨城県	275	長野県	321	島根県	91	大分県	174
栃木県	236	岐阜県	186	岡山県	282	宮崎県	118
群馬県	147	静岡県	431	広島県	370	鹿児島県	139
埼玉県	637	愛知県	1,085	山口県	121	沖縄県	216
千葉県	797	三重県	288	徳島県	67	合計	17,281

(5) 虐待の発生要因（表 38）

虐待が発生した要因として、虐待者の「性格や人格（に基づく言動）」（57.9%）、被虐待者の「認知症の症状」（52.9%）、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」（50.0%）、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」（46.5%）、虐待者の「精神状態が安定していない」（46.1%）、虐待者の「理解力の不足や低下」（43.1%）、虐待者の「知識や情報の不足」（42.6%）等が挙げられている。

表 38 虐待の発生要因（複数回答）

	件数	割合 (%)	
虐待者の 要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	8,638	50.0
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	7,029	40.7
	c) 孤立・補助介護者の不在等	5,350	31.0
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1,611	9.3
	e) 知識や情報の不足	7,357	42.6
	f) 理解力の不足や低下	7,446	43.1
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	3,474	20.1
	h) 障害・疾病	5,933	34.3
	i) 精神状態が安定していない	7,964	46.1
	j) 性格や人格（に基づく言動）	9,999	57.9
	k) ひきこもり	1,671	9.7
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	8,043	46.5
	m) 飲酒	2,134	12.3
	n) ギャンブル	445	2.6
	o) その他	1,200	6.9

被虐待者の状況	a) 認知症の症状	9,141	52.9
	b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	5,294	30.6
	c) 身体的自立度の低さ	6,903	39.9
	d) 排泄介助の困難さ	4,589	26.6
	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	2,411	14.0
	f) 性格や人格(に基づく言動)	5,335	30.9
	g) その他	778	4.5
家庭の要因	a) 経済的困窮(経済的問題)	5,397	31.2
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	2,713	15.7
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	5,180	30.0
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	3,587	20.8
	e) その他	582	3.4
その他	a) ケアサービスの不足の問題	3,808	22.0
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	834	4.8
	c) その他	246	1.4

以下、虐待判断件数 17,281 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待へ対応策等について集計を行った。

なお、1 件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断件数 17,281 件に対する被虐待高齢者の総数は 17,778 人であった。

(6) 虐待の内容

ア. 虐待の種別 (表 39)

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が 68.2%で最も多く、次いで「心理的虐待」が 41.4%、「介護等放棄」が 18.7%、「経済的虐待」が 14.6%、「性的虐待」が 0.5%であった。

表 39 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	12,128	3,319	7,362	92	2,588
割合(%)	68.2	18.7	41.4	0.5	14.6

(注) 被虐待高齢者の総数 17,778 人に対する集計(表 40~43 も同様)。ただし、1 人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合には、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 17,778 人と一致しない。

【参考】 虐待の具体的内容(主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	身体拘束
介護等放棄	必要とする医療・介護サービスの制限
	水分・食事摂取の放任
	入浴・排泄介助放棄
	劣悪な住環境で生活させる
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫
	無視・嫌がらせ

性的虐待	性行為の強要
	性的羞恥心を喚起する行為の強要
経済的虐待	年金・預貯金の無断使用
	必要な費用の不払い
	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
	不動産・有価証券などの無断売却

イ. 虐待の程度（深刻度）（表 40）

5段階評価で「深刻度1」（生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等）が33.6%と最も多く、次いで「深刻度3」（生命・身体・生活に著しい影響）が31.3%であった。一方、最も重い「深刻度5」（生命・身体・生活に関する重大な危険）は7.4%であった。

表 40 虐待の程度（深刻度）

	人数	構成割合 (%)
深刻度1（生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等）	5,975	33.6
深刻度2	3,660	20.6
深刻度3（生命・身体・生活に著しい影響）	5,564	31.3
深刻度4	1,272	7.2
深刻度5（生命・身体・生活に関する重大な危険）	1,307	7.4
合計	17,778	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢（表 41、表 42）

性別では「女性」が75.2%、「男性」が24.7%であり、女性が8割近くを占めていた。年齢階級別では「80～84歳」が23.6%と最も多かった。

表 41 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
4,398 (24.7%)	13,377 (75.2%)	3 (0.0%)	17,778 (100.0%)

表 42 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,489	2,657	3,713	4,195	3,488	2,205	31	17,778
割合 (%)	8.4	14.9	20.9	23.6	19.6	12.4	0.2	100.0

イ. 被虐待高齢者の要介護認定の状況（表 43）

被虐待高齢者 17,778 人のうち、「要介護認定済み」が 11,741 人（66.0%）であった。

表 43 被虐待高齢者の要介護認定の状況

	人数	割合 (%)
要介護認定 未申請	5,040	28.3
要介護認定 申請中	549	3.1
要介護認定 済み	11,741	66.0
要介護認定 非該当（自立）	388	2.2
不明	60	0.3
合計	17,778	100.0

ウ. 要介護状態区分等（表 44～表 48）

要介護認定者 11,741 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 26.0%と最も多く、次いで「要介護 2」が 22.0%、「要介護 3」が 17.8%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 72.2%（被虐待高齢者全体（17,778 人）の 47.7%）、要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 69.1%であった。

表 44 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合 (%)
要支援 1	909	7.7
要支援 2	939	8.0
要介護 1	3,057	26.0
” 2	2,579	22.0
” 3	2,087	17.8
” 4	1,424	12.1
” 5	722	6.1
不明	24	0.2
合計	11,741	100.0
(再掲)要介護3以上	(4,233)	(36.1)

表 45 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	割合 (%)
自立または認知症なし	985	8.4
認知症日常生活自立度Ⅰ	2,055	17.5
” Ⅱ	4,287	36.5
” Ⅲ	2,939	25.0
” Ⅳ	750	6.4
” M	195	1.7
認知症あるが自立度は不明	308	2.6
認知症の有無が不明	222	1.9
合計	11,741	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上(※)	(8,479)	(72.2)

(注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(※)自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

表 46 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合 (%)
自立	476	4.1
日常生活自立度（寝たきり度）J	2,662	22.7
” A	4,946	42.1
” B	2,401	20.4
” C	768	6.5
不明	488	4.2
合計	11,741	100.0
(再掲)日常生活自立度（寝たきり度）A以上	(8,115)	(69.1)

表 47 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	割合 (%)
介護保険サービスを受けている	9,556	81.4
過去に受けていたが判断時点では受けていない	468	4.0
過去も含めて受けていない	1,652	14.1
不明	65	0.6
合計	11,741	100.0

表 48 要介護認定者の被虐待高齢者が利用する（していた）介護保険サービスの種類（複数回答）

	介護保険サービスを受けている		過去受けていたが虐待判断時点では受けていない		合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
訪問介護	2,342	24.5%	89	19.0%	2,431	24.3%
訪問入浴介護	133	1.4%	5	1.1%	138	1.4%
訪問看護	1,468	15.4%	41	8.8%	1,509	15.1%
訪問リハビリテーション	294	3.1%	5	1.1%	299	3.0%
居宅療養管理・訪問診療	60	0.6%	0	0.0%	60	0.6%
デイサービス	5,910	61.8%	253	54.1%	6,163	61.5%
デイケア（通所リハ）	818	8.6%	29	6.2%	847	8.4%
福祉用具貸与等	2,045	21.4%	46	9.8%	2,091	20.9%
住宅改修	28	0.3%	9	1.9%	37	0.4%
グループホーム	33	0.3%	1	0.2%	34	0.3%
小規模多機能	334	3.5%	9	1.9%	343	3.4%
ショートステイ	1,444	15.1%	53	11.3%	1,497	14.9%
老人保健施設	66	0.7%	5	1.1%	71	0.7%
特別養護老人ホーム	65	0.7%	0	0.0%	65	0.6%
有料老人ホーム・特定施設	27	0.3%	6	1.3%	33	0.3%
介護療養型医療施設（介護医療院）	6	0.1%	0	0.0%	6	0.1%
複合型サービス	26	0.3%	2	0.4%	28	0.3%
定期巡回・随時訪問サービス	25	0.3%	0	0.0%	25	0.2%
その他	223	2.3%	13	2.8%	236	2.4%

（注） 割合は、表 47 の介護保険サービスを受けている（9,556 人）、過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない（468 人）に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は利用件数に一致しない。

表中の介護保険サービスは、虐待判断時点で被虐待高齢者が利用していたものであり、虐待が発生した介護保険サービスではない。

（8）虐待を行った養護者（虐待者）の状況

ア. 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況（表 49）

虐待者のみと同居している被虐待高齢者が 52.4%、虐待者及び他家族と同居している被虐待高齢者が 36.0%であり、88.4%の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。

表 49 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者のみ と同居	虐待者及び他 家族と同居	虐待者と別 居	その他	不明	合計
人数	9,308	6,401	1,928	134	7	17,778
割合 (%)	52.4	36.0	10.8	0.8	0.0	100.0

イ. 被虐待高齢者の家族形態（表 50）

未婚の子と同居している被虐待高齢者が 36.4%で最も多く、次いで夫婦のみ世帯の被虐待高齢者が 23.3%、配偶者と離別・死別等した子と同居している被虐待高齢者が 13.2%、子夫婦と同居している被虐待高齢者が 11.7%の順であった。

表 50 被虐待高齢者の家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世 帯	未婚の子と 同居	配偶者と離 別・死別等し た子と同居	子夫婦と同 居	その他	不明	合計
人数	1,187	4,138	6,470	2,340	2,084	1,535	24	17,778
割合 (%)	6.7	23.3	36.4	13.2	11.7	8.6	0.1	100.0

（注）「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

ウ. 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄（表 51）

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 39.9%と最も多く、次いで「夫」が 22.4%、「娘」が 17.8%の順であった。

なお、1 件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、虐待判断件数 17,281 件に対する虐待者の総数は 18,687 人であった。

表 51 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	4,183	1,304	7,462	3,330	526	210	391	569	703	9	18,687
割合 (%)	22.4	7.0	39.9	17.8	2.8	1.1	2.1	3.0	3.8	0.0	100.0

エ. 虐待者の年齢（表 52）

虐待者の年齢は、「50～59 歳」が 25.8%と最も多く、次いで 70～79 歳（「70～74 歳」と「75～79 歳」の合計）が 16.7%、「40～49 歳」が 16.2%、60～69 歳（「60～64 歳」と「65～69 歳」の合計）が 15.5%の順となっている。

表 52 虐待者の年齢

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,342	3,020	4,828	1,597	1,303	1,587	1,537	1,507	825	238	903	18,687
割合 (%)	7.2	16.2	25.8	8.5	7.0	8.5	8.2	8.1	4.4	1.3	4.8	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 分離の有無（表 53）

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 51.1%を占めた。一方、「虐待者から分離を行った事例」は 26.7%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は 12.8%であった。

表 53 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	割合 (%)
虐待者から分離を行った事例	6,620	26.7
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	12,653	51.1
現在対応について検討・調整中の事例	588	2.4
虐待判断時点で既に分離状態の事例	3,161	12.8
その他	1,738	7.0
合計	24,760	100.0

(注) 虐待への対応には、令和元年度以前に虐待と認定して令和 2 年度に対応した 6,982 人を含むため、合計人数は令和 2 年度の虐待判断事例における被虐待高齢者 17,778 人と一致しない。

イ. 分離を行った事例の対応（表 54）

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 31.6%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 18.6%、「やむを得ない事由等による措置」が 14.3%、「(上記以外の) 住まい・施設等の利用」14.2%の順であった。

「やむを得ない事由等による措置」を行った 945 人のうち 644 人 (68.1%) について面会を制限する措置が行われていた。

表 54 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	割合 (%)
契約による介護保険サービスの利用	2,092	31.6
やむを得ない事由等による措置	945	14.3
うち、面会の制限を行った事例	(644)	(68.1)
緊急一時保護	666	10.1
医療機関への一時入院	1,233	18.6
上記以外の住まい・施設等の利用	943	14.2
虐待者を高齢者から分離(転居等)	396	6.0
その他	345	5.2
合計	6,620	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表 55)

分離していない事例 (経過観察 (見守り) を除く。) における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 53.9% と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 26.2% であった。

※「経過観察 (見守り)」は、3,072 人 (24.3%)

表 55 分離していない事例 (経過観察 (見守り) を除く。) 対応の内訳 (複数回答)

	人数	割合 (%)
養護者に対する助言・指導	6,815	53.9
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	278	2.2
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	962	7.6
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	3,310	26.2
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	520	4.1
その他	2,571	20.3

(注) 割合は、分離していない事例における被虐待高齢者 12,653 人に対するもの。
複数回答のため、回答数の合計は分離していない事例における被虐待高齢者 12,653 人と一致しない。

エ. 権利擁護に関する対応 (表 56)

成年後見制度の利用については、「利用開始済」が 941 人、「利用手続中」が 610 人であり、これらを合わせた 1,551 人のうち、市町村長申立の事例は 1,003 人 (64.7%) であった。

一方、日常生活自立支援事業の利用は 309 人であり、うち成年後見制度利用手続中は 38 人であった。

表 56 成年後見制度の利用状況

成年後見制度利用開始済	941
成年後見制度利用手続中	610

(10) 虐待等による死亡事例

市町村が把握した養護者 (※介護している親族を含む) による事例で、被養護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例について集計を行った。

ア. 事件形態及び被害者数（表 57）

「養護者による被養護者の殺人」が 12 人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が 4 人、「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死」が 3 人、「その他」が 6 人であった。

表 57 事件形態

	人数
養護者による被養護者の殺人	12
養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死	3
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	4
心中(養護者、被養護者とも死亡)	0
その他	6
合計	25

イ. 加害者の性別及び続柄（表 58）

加害者の性別は「男性」が 20 人（80.0%）、「女性」が 5 人（20.0%）であり、続柄は「息子」が 14 人（56.0%）、「夫」が 4 人（16.0%）、「妻」及び「娘」、「兄弟姉妹」がそれぞれ 2 人（8.0%）、「その他」が 1 人（4.0%）であった。

表 58 被害者（被養護者）から見た加害者（養護者）の続柄

	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	その他	合計
人数	4	2	14	2	2	1	25
割合（%）	16.0	8.0	56.0	8.0	8.0	4.0	100.0

ウ. 被害者の性別及び年齢（表 59）

被害者の性別は「男性」が 6 人（24.0%）、「女性」が 19 人（76.0%）であった。年齢は「90 歳以上」が 6 人（24.0%）、「70～74 歳」が 5 人（20.0%）、「75～79 歳」及び「80～84 歳」、「85～89 歳」がそれぞれ 4 人（16.0%）、「65～69 歳」が 2 人（8.0%）であった。

表 59 被害者（被養護者）の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
人数	2	5	4	4	4	6	25
割合（%）	8.0	20.0	16.0	16.0	16.0	24.0	100.0

エ. 被害者の介護保険サービスの利用状況（表 60）

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「介護保険サービスを受けている」が 11 人（44.0%）、「過去に受けていたが事件時点では受けていない」が 1 人（4.0%）、「過去も含めて受けていない」が 12 人（48.0%）であった。

表 60 介護保険サービス利用状況

	人数	割合（%）
介護保険サービスを受けている	11	44.0
過去に受けていたが事件時点では受けていない	1	4.0
過去も含めて受けていない	12	48.0
不明	1	4.0
合計	25	100.0

オ. 事案の事後検証（表 61）

発生した死亡事案のうち、事後検証を「実施した（予定を含む）」のは 18 件（72.0%）、
「実施していない」は 7 件（28.0%）であった。

表 61 事案の事後検証

	人数	構成割合(%)
実施した(予定を含む)	18	72.0
実施していない	7	28.0
合計	25	100.0

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和 2 年度末の状況を調査した。

実施率をみると、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が 89.4%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が 88.7%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が 85.8%、「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」が 85.6%と 8 割以上の市町村で実施されていた。

一方で、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が 51.5%、介護保険サービス事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が 52.7%と半数程度にとどまっている。

また、行政機関連携においても「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」の実施率は 51.8%にとどまっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

なお、令和元年度と比べて「地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修」、「居宅介護サービス事業者に法について周知」、「介護保険施設に法について周知」等の実施割合が低下しており、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修開催を中止・延期した影響等が考えられる。

表 62 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741市町村、令和2年度末現在)

(上：市町村数、下：割合(%))

		実施済	未実施	R01実施済
体制・ 施策強化	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (調査対象年度中)	1,494 85.8	247 14.2	1,492 85.7
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修 (調査対象年度中)	1,082 62.1	659 37.9	1,233 70.8
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動 (調査対象年度中)	1,048 60.2	693 39.8	1,097 63.0
	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	1,250 71.8	491 28.2	1,229 70.6
	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	1,557 89.4	184 10.6	1,539 88.4
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	1,545 88.7	196 11.3	1,511 86.8
	終了した虐待事案の事後検証	737 42.3	1,004 57.7	- -
行政機 関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	1,491 85.6	250 14.4	1,460 83.9
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	879 50.5	862 49.5	710 40.8
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	1,057 60.7	684 39.3	1,041 59.8
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1,294 74.3	447 25.7	1,271 73.0
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	1,345 77.3	396 22.7	1258 72.3
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	902 51.8	839 48.2	837 48.1
ネ ッ ト ワ ー ク 構 築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,338 76.9	403 23.1	1,329 76.3
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	917 52.7	824 47.3	888 51.0
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	897 51.5	844 48.5	871 50.0
法 の 周 知	居宅介護サービス事業者に法について周知	1,025 58.9	716 41.1	1,128 64.8
	介護保険施設に法について周知	945 54.3	796 45.7	1,042 59.9

(参考) 実施状況について

体制・ 施策強化	①対応窓口の周知 市町村や地域包括支援センター等が発行する広報誌やパンフレット、ポスター、ガイドブックなどに掲載し、全戸配布、ホームページ、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、民生委員会議など、地域の実情に応じ、様々な方法で周知。
	②関係者の研修 地域包括ケア推進会議、高齢者虐待防止研修会、関係機関ネットワーク会議、ケアマネジャー会議、民生委員、認知症サポーター養成、市民後見人養成研修、権利擁護研修など
	③住民への啓発活動 市町村や地域包括支援センターが発行する広報誌やパンフレット、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、ホームページなど、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	④対応マニュアル等の作成 独自のマニュアルや指針、フロー図等を作成。作成後、居宅サービス事業所及び施設等へ周知
	⑤虐待者（養護者）に対する相談、指導、助言 地域包括支援センターや介護支援専門員、その他関係機関と連携・協力を得て実施。虐待発生した場合、必ず分離後、ケース会議を開催し、虐待者・被虐待者、家族等を交えて検討
	⑥居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等 セルフネグレクト、サービス拒否者に対する訪問とサービス導入支援、 警察署と社会的弱者見守り連携協定書を締結し、セルフネグレクトなどの困難ケースについて、関係機関が情報を共有し、連携して支援に繋げる仕組みを構築
	⑦終結した虐待事案の事後検証 ケア会議、認知症初期集中支援チーム会議等で対応や終結後の検証を実施、総合相談の中でその後の状況を検証し必要に応じてフォロー、ケアマネジャーと評価会議を実施、自治体内包括で毎月権利擁護業務会議を開催し、必要に応じて事例検討を実施
行政機 関連携	⑧成年後見制度の首長申立のための体制強化 相談機能の強化、関係組織との連携、法律専門職を含めた調整会議の開催、成年後見制度利用促進事業の活用、要綱の見直し、マニュアルの作成、コーディネーターの配置、市民後見人の育成など
	⑨地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備 成年後見センターを開設し、必要時に連携して対応
	⑩警察署担当者との協議 虐待対応ネットワークに構成員として参加、担当者会議を定例開催、ケース毎に個別協議、事後対応の経過について情報共有するための打合せを定期的に開催など
	⑪居室確保のための関係機関との調整 施設と協定締結、委託契約、協力要請。担当者会議を開催
	⑫生活困窮者支援、DV 担当課等の役所・役場内の体制強化 DV、障がい者虐待、児童虐待担当課及び生活保護担当課と連携し、虐待対応につき情報共有を行う体制を構築
	⑬保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化 関係部署等と調整・連携するための会議を開催
ネット ワーク 構築	⑭「早期発見・見守りネットワーク」の構築 民生委員や地域包括支援センター、ボランティア協力員、警察、消防、企業等と連携協力し、見守りを中心としたネットワークを構築、定期開催（ネットワークの名称、開催頻度は市町村により様々）
	⑮「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築
	⑯「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築、弁護士会・社会福祉士会と契約（高齢者虐待対応チーム）
法の 周知	⑰居宅介護サービス事業者への法の周知 事業者を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知
	⑱介護保険施設への法の周知 施設を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知

4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和2年度の状況を調査した。

高齢者権利擁護等推進事業関連事業の実施状況を見ると、「市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）」は39都道府県（83.0%）で、「市町村への支援（権利擁護相談窓口の設置）」は36都道府県（76.6%）で実施済みであるが、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）」（実施済み9都道府県）を実施している都道府県は限られていた。また、「介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）」（実施済み12都道府県）、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（制度等に関するリーフレット等の作成）」（実施済み12都道府県）、「市町村への支援（ネットワーク構築等支援）」（実施済み15都道府県）などを実施している都道府県も限られていた。

表 63 都道府県における体制整備等に関する状況

（上：都道府県数、下：割合（%））

		実施済	未実施	R01実施済
高齢者権利擁護等推進事業関連	介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催）	12	35	13
		25.5	74.5	27.7
	介護施設・サービス事業所への支援（権利擁護推進員養成研修）	27	20	28
		57.4	42.6	59.6
	介護施設・サービス事業所への支援（看護職員研修）	19	28	26
		40.4	59.6	55.3
	市町村への支援（権利擁護相談窓口の設置）	36	11	35
		76.6	23.4	74.5
	市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）	39	8	43
		83.0	17.0	91.5
上記補助事業以外の独自の取り組み	市町村への支援（ネットワーク構築等支援）	15	32	15
		31.9	68.1	31.9
	地域住民への普及啓発・養護者への支援（シンポジウム等の開催）	10	37	15
		21.3	78.7	31.9
上記補助事業以外の独自の取り組み	地域住民への普及啓発・養護者への支援（制度等に関するリーフレット等の作成）	12	35	14
		25.5	74.5	29.8
	地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）	9	38	7
	19.1	80.9	14.9	
上記補助事業以外の独自の取り組み	管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知（ホームページ等）	44	3	41
		93.6	6.4	87.2
	市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等	37	10	31
	78.7	21.3	66.0	

5. クロス集計等分析結果表等

調査項目間の関連を分析するために、クロス集計した分析表は、以下のとおりである。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

表 64 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
なし／自立／I (n=57)	人数	19	21	22	3	2
	割合(%)	33.3	36.8	38.6	5.3	3.5
II (n=138)	人数	61	39	48	16	3
	割合(%)	44.2	28.3	34.8	11.6	2.2
III (n=331)	人数	166	87	61	56	5
	割合(%)	50.2	26.3	18.4	16.9	1.5
IV／M (n=136)	人数	95	38	22	10	0
	割合(%)	69.9	27.9	16.2	7.4	0.0
合計 (n=662)	人数	341	185	153	85	10
	割合(%)	51.5	27.9	23.1	12.8	1.5

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 65 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待の程度（深刻度）					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
なし／自立／I	人数	30	13	12	1	1	57
	割合(%)	52.6	22.8	21.1	1.8	1.8	100.0
II	人数	77	33	21	4	3	138
	割合(%)	55.8	23.9	15.2	2.9	2.2	100.0
III	人数	177	94	48	3	9	331
	割合(%)	53.5	28.4	14.5	0.9	2.7	100.0
IV／M	人数	75	22	31	3	5	136
	割合(%)	55.1	16.2	22.8	2.2	3.7	100.0
合計	人数	359	162	112	11	18	662
	割合(%)	54.2	24.5	16.9	1.7	2.7	100.0

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 66 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立／要支援 1／要支援 2／ 要介護 1 (n=76)	人数	33	19	21	6	6
	割合 (%)	43.4	25.0	27.6	7.9	7.9
要介護 2 (n=107)	人数	50	17	35	11	7
	割合 (%)	46.7	15.9	32.7	10.3	6.5
要介護 3 (n=238)	人数	132	52	61	30	7
	割合 (%)	55.5	21.8	25.6	12.6	2.9
要介護 4 (n=307)	人数	174	81	76	44	6
	割合 (%)	56.7	26.4	24.8	14.3	2.0
要介護 5 (n=178)	人数	116	39	35	10	4
	割合 (%)	65.2	21.9	19.7	5.6	2.2
合計 (n=906)	人数	505	208	228	101	30
	割合 (%)	55.7	23.0	25.2	11.1	3.3

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 67 入所系施設における被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待種別の関係

寝たきり度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立／J (n=43)	人数	23	12	9	5	2
	割合 (%)	53.5	27.9	20.9	11.6	4.7
A (n=196)	人数	92	54	50	28	3
	割合 (%)	46.9	27.6	25.5	14.3	1.5
B (n=296)	人数	149	80	70	47	3
	割合 (%)	50.3	27.0	23.6	15.9	1.0
C (n=83)	人数	51	24	15	4	1
	割合 (%)	61.4	28.9	18.1	4.8	1.2
合計 (n=618)	人数	315	170	144	84	9
	割合 (%)	51.0	27.5	23.3	13.6	1.5

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。日常生活自立度（寝たきり度）が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 68 施設種別ごとの虐待種別の関係

施設種別	虐待種別					
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
介護保険施設 (n=542)	人数	262	178	104	93	1
	割合(%)	48.3	32.8	19.2	17.2	0.2
GH・小規模多機能 (n=163)	人数	115	24	64	2	0
	割合(%)	70.6	14.7	39.3	1.2	0.0
その他入所系 (n=390)	人数	176	79	119	50	44
	割合(%)	45.1	20.3	30.5	12.8	11.3
居宅系(n=97)	人数	56	11	25	4	14
	割合(%)	57.7	11.3	25.8	4.1	14.4
その他(n=40)	人数	32	3	9	0	0
	割合(%)	80.0	7.5	22.5	0.0	0.0
合計(n=1,232)	人数	641	295	321	149	59
	割合(%)	52.0	23.9	26.1	12.1	4.8

(注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 68-2 施設種別ごとの虐待種別の関係(詳細)

	被虐待高齢者数	虐待種別					虐待に該当する身体拘束		
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待			
特別養護老人ホーム	人数	461	206	169	64	92	0	94	
	割合(%)	100.0	44.7	36.7	13.9	20.0	0.0	20.4	
介護老人保健施設	人数	79	54	9	40	1	1	7	
	割合(%)	100.0	68.4	11.4	50.6	1.3	1.3	8.9	
介護療養型医療施設(介護医療院)	人数	2	2	0	0	0	0	0	
	割合(%)	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
認知症対応型共同生活介護	人数	148	106	24	55	0	0	39	
	割合(%)	100.0	71.6	16.2	37.2	0.0	0.0	26.4	
有料老人ホーム	人数	308	148	32	107	47	43	93	
	割合(%)	100.0	48.1	10.4	34.7	15.3	14.0	30.2	
	(内数)住宅型有料老人ホーム	人数	(174)	(96)	(26)	(28)	(0)	(39)	(71)
	割合(%)	(100.0)	(55.2)	(14.9)	(16.1)	(0.0)	(22.4)	(40.8)	
	(内数)介護付き有料老人ホーム	人数	(134)	(52)	(6)	(79)	(47)	(4)	(22)
	割合(%)	(100.0)	(38.8)	(4.5)	(59.0)	(35.1)	(3.0)	(16.4)	
小規模多機能型居宅介護等	人数	15	9	0	9	2	0	2	
	割合(%)	100.0	60.0	0.0	60.0	13.3	0.0	13.3	
軽費老人ホーム	人数	7	1	0	5	0	1	0	
	割合(%)	100.0	14.3	0.0	71.4	0.0	14.3	0.0	
養護老人ホーム	人数	3	1	0	2	0	0	0	
	割合(%)	100.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	
短期入所施設	人数	72	26	47	5	3	0	11	
	割合(%)	100.0	36.1	65.3	6.9	4.2	0.0	15.3	
訪問介護等	人数	42	19	2	11	1	11	19	
	割合(%)	100.0	45.2	4.8	26.2	2.4	26.2	45.2	
通所介護等	人数	41	24	7	14	3	3	14	
	割合(%)	100.0	58.5	17.1	34.1	7.3	7.3	34.1	
居宅介護支援等	人数	14	13	2	0	0	0	13	
	割合(%)	100.0	92.9	14.3	0.0	0.0	0.0	92.9	
その他	人数	40	32	3	9	0	0	25	
	割合(%)	100.0	80.0	7.5	22.5	0.0	0.0	62.5	
合計	人数	1,232	641	295	321	149	59	317	
	割合(%)	100.0	52.0	23.9	26.1	12.1	4.8	25.7	

※施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

表 69 施設種別ごとの虐待の程度（深刻度）

施設種別	虐待の程度（深刻度）					合計	
	深刻度 1	深刻度 2	深刻度 3	深刻度 4	深刻度 5		
介護保険施設	人数	379	101	49	5	8	542
	割合 (%)	69.9	18.6	9.0	0.9	1.5	100.0
GH・小規模多機能	人数	92	45	20	5	1	163
	割合 (%)	56.4	27.6	12.3	3.1	0.6	100.0
その他入所系	人数	208	72	85	7	18	390
	割合 (%)	53.3	18.5	21.8	1.8	4.6	100.0
居宅系	人数	39	20	19	16	3	97
	割合 (%)	40.2	20.6	19.6	16.5	3.1	100.0
その他	人数	19	14	7	0	0	40
	割合 (%)	47.5	35.0	17.5	0.0	0.0	100.0
合計	人数	737	252	180	33	30	1,232
	割合 (%)	59.8	20.5	14.6	2.7	2.4	100.0

(注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。

表 70 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

	男性	女性	不明	合計	
本調査での虐待者	人数	387	320	33	740
	割合 (%)	52.3	43.2	4.5	100.0
介護従事者	人数	4,627	16,008	1,519	22,154
	割合 (%)	20.9	72.3	6.9	100.0

(注)「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和2年度介護労働実態調査』による。

表 71 虐待者の男女別年齢と介護従事者の男女別年齢の比較

○本調査での虐待者

		年齢				総計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
男性	人数	67	83	68	78	296
	割合 (%)	22.6	28.0	23.0	26.4	100.0
女性	人数	29	28	47	123	227
	割合 (%)	12.8	12.3	20.7	54.2	100.0
合計	人数	96	111	115	201	523
	割合 (%)	18.4	21.2	22.0	38.4	100.0

(注) 年齢、性別は「不明」を除く。

○介護従事者

		年齢				総計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
男性	割合 (%)	11.1	33.4	33.1	22.4	100.0
女性	割合 (%)	5.8	15.6	29.5	49.1	100.0

(資料) 介護労働安定センター『令和2年度介護労働実態調査』年齢、性別は「不明」を除く。

表 72 施設種別にみた虐待者の職種

	虐待者数 (人)	虐待者の職種						介護職 割合(%)	管理職、施 設長、経営 者等割合 (%)
		介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他 不明		
特別養護老人ホーム	212	199	1	1	3	4	4	93.9	3.8
介護老人保健施設	69	57	10	0	1	0	1	82.6	1.4
介護療養型医療施設・介護医療院	2	2	0	0	0	0	0	100.0	0.0
認知症対応型共同生活介護	112	94	0	7	4	3	2	83.9	12.5
有料老人ホーム	184	141	1	16	16	7	3	76.6	21.2
(内数)住宅型有料老人ホーム	(101)	(64)	(1)	(15)	(13)	(6)	(2)	(63.4)	(33.7)
(内数)介護付き有料老人ホーム	(83)	(77)	(0)	(1)	(3)	(1)	(1)	(92.8)	(6.0)
小規模多機能型居宅介護等	33	24	4	2	0	3	0	72.7	15.2
軽費老人ホーム	5	2	1	0	0	0	2	40.0	0.0
養護老人ホーム	3	2	0	0	0	0	1	66.7	0.0
短期入所施設	22	18	2	1	0	0	1	81.8	4.5
訪問介護等	28	21	2	4	1	0	0	75.0	17.9
通所介護等	37	14	4	10	2	5	2	37.8	45.9
居宅介護支援等	6	0	0	1	0	1	4	0.0	33.3
その他	27	11	0	3	0	7	6	40.7	37.0
合計	740	585	25	45	27	30	26	79.1	13.8

※施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

(2) 養護者による高齢者虐待

表 73 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要支援1 (n=909)	人数	650	93	477	12	123
	割合(%)	71.5	10.2	52.5	1.3	13.5
要支援2 (n=939)	人数	642	118	493	28	139
	割合(%)	68.4	12.6	52.5	3.0	14.8
要介護1 (n=3,057)	人数	2,089	575	1,287	40	485
	割合(%)	68.3	18.8	42.1	1.3	15.9
要介護2 (n=2,579)	人数	1,776	586	1,039	32	392
	割合(%)	68.9	22.7	40.3	1.2	15.2
要介護3 (n=2,087)	人数	1,400	576	734	18	324
	割合(%)	67.1	27.6	35.2	0.9	15.5
要介護4 (n=1,424)	人数	887	466	420	24	306
	割合(%)	62.3	32.7	29.5	1.7	21.5
要介護5 (n=722)	人数	418	270	156	13	157
	割合(%)	57.9	37.4	21.6	1.8	21.7
合計 (N=11,717)	人数	7,862	2,684	4,606	167	1,926
	割合(%)	67.1	22.9	39.3	1.4	16.4

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の24人を除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 74 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度（深刻度）の関係

要介護度	虐待の程度(深刻度)					合計	
	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5		
要支援1	人数	337	202	277	47	46	909
	割合(%)	37.1	22.2	30.5	5.2	5.1	100.0
要支援2	人数	357	189	270	75	48	939
	割合(%)	38.0	20.1	28.8	8.0	5.1	100.0
要介護1	人数	1,048	648	981	212	168	3,057
	割合(%)	34.3	21.2	32.1	6.9	5.5	100.0
要介護2	人数	829	589	812	188	161	2,579
	割合(%)	32.1	22.8	31.5	7.3	6.2	100.0
要介護3	人数	662	430	671	176	148	2,087
	割合(%)	31.7	20.6	32.2	8.4	7.1	100.0
要介護4	人数	402	282	489	127	124	1,424
	割合(%)	28.2	19.8	34.3	8.9	8.7	100.0
要介護5	人数	180	131	261	71	79	722
	割合(%)	24.9	18.1	36.1	9.8	10.9	100.0
合計	人数	3,815	2,471	3,761	896	774	11,717
	割合(%)	32.6	21.1	32.1	7.6	6.6	100.0

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の24人を除く。

表 75 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度	虐待種別					
	身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
介護保険未申請・申請中・自立 (n=5,977)	人数	4,245	753	2,812	68	787
	割合(%)	71.0	12.6	47.0	1.1	13.2
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ (n=3,040)	人数	2,051	495	1,549	56	484
	割合(%)	67.5	16.3	51.0	1.8	15.9
認知症自立度Ⅱ (n=4,287)	人数	2,913	920	1,681	66	706
	割合(%)	67.9	21.5	39.2	1.5	16.5
認知症自立度Ⅲ以上 (n=3,884)	人数	2,574	1,148	1,204	45	638
	割合(%)	66.3	29.6	31.0	1.2	16.4
合計 (N=17,188)	人数	11,783	3,316	7,246	235	2,615
	割合(%)	68.6	19.3	42.2	1.4	15.2

(注) 介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 76 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係

認知症高齢者の日常生活自立度	虐待の程度(深刻度)					合計	
	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5		
介護保険未申請・申請中・自立	人数	2,141	1,170	1,769	370	527	5,977
	割合(%)	35.8	19.6	29.6	6.2	8.8	100.0
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ	人数	1,060	644	944	224	168	3,040
	割合(%)	34.9	21.2	31.1	7.4	5.5	100.0
認知症自立度Ⅱ	人数	1,482	921	1,346	283	255	4,287
	割合(%)	34.6	21.5	31.4	6.6	5.9	100.0
認知症自立度Ⅲ以上	人数	1,097	821	1,311	343	312	3,884
	割合(%)	28.2	21.1	33.8	8.8	8.0	100.0
合計	人数	5,780	3,556	5,370	1,220	1,262	17,188
	割合(%)	33.6	20.7	31.2	7.1	7.3	100.0

(注) 介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

表 77 被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待種別の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)		虐待種別				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立 (n=476)	人数	337	58	231	5	69
	割合(%)	70.8	12.2	48.5	1.1	14.5
J (n=2,662)	人数	1,877	412	1,218	35	374
	割合(%)	70.5	15.5	45.8	1.3	14.0
A (n=4,946)	人数	3,446	1,050	2,012	83	750
	割合(%)	69.7	21.2	40.7	1.7	15.2
B (n=2,401)	人数	1,509	718	821	27	467
	割合(%)	62.8	29.9	34.2	1.1	19.5
C (n=768)	人数	392	336	163	16	173
	割合(%)	51.0	43.8	21.2	2.1	22.5
合計 (N=11,253)	人数	7,561	2,574	4,445	166	1,833
	割合(%)	67.2	22.9	39.5	1.5	16.3

(注) 介護保険申請状況、日常生活自立度（寝たきり度）が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 78 被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待の程度（深刻度）の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
自立	人数	186	97	127	30	36	476
	割合(%)	39.1	20.4	26.7	6.3	7.6	100.0
J	人数	943	572	838	168	141	2,662
	割合(%)	35.4	21.5	31.5	6.3	5.3	100.0
A	人数	1,610	1,122	1,566	370	278	4,946
	割合(%)	32.6	22.7	31.7	7.5	5.6	100.0
B	人数	714	480	801	215	191	2,401
	割合(%)	29.7	20.0	33.4	9.0	8.0	100.0
C	人数	202	122	274	75	95	768
	割合(%)	26.3	15.9	35.7	9.8	12.4	100.0
合計	人数	3,655	2,393	3,606	858	741	11,253
	割合(%)	32.5	21.3	32.0	7.6	6.6	100.0

(注) 介護保険申請状況、日常生活自立度（寝たきり度）が不明のケースを除く。

表 79 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

		介護専門員	介護事業所職員	医療従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他
		介護サービスを受けている (n=9,556)	人数 割合(%)	5,561 58.2	1,016 10.6	347 3.6	287 3.0	139 1.5	340 3.6	536 5.6	152 1.6	395 4.1
過去受けていたが判断時点では受けていない (n=468)	人数 割合(%)	134 28.6	17 3.6	67 14.3	19 4.1	13 2.8	33 7.1	39 8.3	13 2.8	44 9.4	71 15.2	56 12.0
過去も含め受けていない (n=1,652)	人数 割合(%)	209 12.7	50 3.0	204 12.3	90 5.4	46 2.8	150 9.1	237 14.3	64 3.9	186 11.3	314 19.0	216 13.1
合計 (n=11,676)	人数 割合(%)	5,904 50.6	1,083 9.3	618 5.3	396 3.4	198 1.7	523 4.5	812 7.0	229 2.0	625 5.4	1,220 10.4	931 8.0

(注) 要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。相談・通報者は複数回答形式で集計。

表 80 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

		被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	被虐待者と虐待者を分離していない事例	現在対応について検討・調整中の事例	虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	その他	総計
介護保険サービスを受けている	人数	2,633	5,372	299	1,101	151	9,556
	割合(%)	27.6	56.2	3.1	11.5	1.6	100.0
過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない	人数	152	193	9	106	8	468
	割合(%)	32.5	41.2	1.9	22.6	1.7	100.0
過去も含めて受けていない	人数	582	749	39	256	26	1,652
	割合(%)	35.2	45.3	2.4	15.5	1.6	100.0
合計	人数	3,367	6,314	347	1,463	185	11,676
	割合(%)	28.8	54.1	3.0	12.5	1.6	100.0

(注) 要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表 81 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と虐待の程度(深刻度)の関係

介護保険サービスの利用		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護保険サービスを受けている	人数	3,176	2,081	3,046	691	562	9,556
	割合(%)	33.2	21.8	31.9	7.2	5.9	100.0
過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない	人数	129	78	156	51	54	468
	割合(%)	27.6	16.7	33.3	10.9	11.5	100.0
過去も含めて受けていない	人数	503	309	550	133	157	1,652
	割合(%)	30.4	18.7	33.3	8.1	9.5	100.0
合計	人数	3,808	2,468	3,752	875	773	11,676
	割合(%)	32.6	21.1	32.1	7.5	6.6	100.0

(注) 要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表 82 虐待者の続柄と同居・別居の関係

虐待者続柄		同居・別居の関係					合計
		虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	
夫	人数	3,005	1,040	48	9	0	4,102
	割合(%)	73.3	25.4	1.2	0.2	0.0	100.0
妻	人数	816	345	34	0	0	1,195
	割合(%)	68.3	28.9	2.8	0.0	0.0	100.0
息子	人数	3,444	2,540	845	41	3	6,873
	割合(%)	50.1	37.0	12.3	0.6	0.0	100.0
娘	人数	1,252	1,210	481	20	0	2,963
	割合(%)	42.3	40.8	16.2	0.7	0.0	100.0
息子の配偶者(嫁)	人数	17	264	35	2	0	318
	割合(%)	5.3	83.0	11.0	0.6	0.0	100.0
娘の配偶者(婿)	人数	8	112	20	0	0	140
	割合(%)	5.7	80.0	14.3	0.0	0.0	100.0
兄弟姉妹	人数	172	95	77	3	0	347
	割合(%)	49.6	27.4	22.2	0.9	0.0	100.0
孫	人数	95	260	61	2	1	419
	割合(%)	22.7	62.1	14.6	0.5	0.2	100.0
その他	人数	212	125	222	28	2	589
	割合(%)	36.0	21.2	37.7	4.8	0.3	100.0
不明	人数	2	1	2	0	1	6
	割合(%)	33.3	16.7	33.3	0.0	16.7	100.0
複数虐待者	人数	285	409	103	29	0	826
	割合(%)	34.5	49.5	12.5	3.5	0.0	100.0
合計	人数	9,308	6,401	1,928	134	7	17,778
	割合(%)	52.4	36.0	10.8	0.8	0.0	100.0

(注) 虐待者の続柄は、被虐待高齢者から見たものであり、被虐待高齢者 1 人に対して虐待者が複数いる場合は「複数虐待者」とした。

表 83 虐待者の続柄と年齢の関係

虐待者続柄	虐待者の年齢						
	40歳未満	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	
夫	人数	0	5	11	43	265	775
	割合(%)	0.0	0.1	0.3	1.0	6.3	18.5
妻	人数	0	11	66	69	115	288
	割合(%)	0.0	0.8	5.1	5.3	8.8	22.1
息子	人数	547	1,915	3,002	889	507	190
	割合(%)	7.3	25.7	40.2	11.9	6.8	2.5
娘	人数	243	796	1,397	414	181	75
	割合(%)	7.3	23.9	42.0	12.4	5.4	2.3
その他	人数	552	293	352	182	235	259
	割合(%)	22.9	12.2	14.6	7.6	9.8	10.8
合計	人数	1,342	3,020	4,828	1,597	1,303	1,587
	割合(%)	7.2	16.2	25.8	8.5	7.0	8.5

虐待者続柄	虐待者の年齢					合計	
	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明		
夫	人数	1,012	1,144	674	208	46	4,183
	割合(%)	24.2	27.3	16.1	5.0	1.1	100.0
妻	人数	331	282	106	12	24	1,304
	割合(%)	25.4	21.6	8.1	0.9	1.8	100.0
息子	人数	29	3	0	0	380	7,462
	割合(%)	0.4	0.0	0.0	0.0	5.1	100.0
娘	人数	13	1	1	0	209	3,330
	割合(%)	0.4	0.0	0.0	0.0	6.3	100.0
その他	人数	152	77	44	18	244	2,408
	割合(%)	6.3	3.2	1.8	0.7	10.1	100.0
合計	人数	1,537	1,507	825	238	903	18,687
	割合(%)	8.2	8.1	4.4	1.3	4.8	100.0

(3) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等と相談・通報件数及び虐待判断件数との関係

①取組項目

市町村における体制整備の取組 18 項目。

表 84 市町村における体制整備の取組項目

市町村における体制整備の取組項目	
1.	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(調査対象年度中)
2.	地域包括支援センター等の関係者へ高齢者虐待に関する研修(調査対象年度中)
3.	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動(調査対象年度中)
4.	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成
5.	終結事案の事後検証
6.	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言
7.	セルフネグレクト状態にある高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等
8.	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化
9.	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
10.	法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議
11.	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係。機関との調整
12.	生活困窮者支援、DV 担当課等の役所・役場内の体制強化
13.	保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
14.	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
15.	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組
16.	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
17.	居宅介護サービス事業者に法について周知(調査対象年度中)
18.	介護保険施設に法について周知(調査対象年度中)

②市町村の体制整備取組状況と養護者による高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数
市町村の体制整備取組数と相談・通報件数、虐待判断件数の関係を分析。

表 85 市町村の体制整備取組状況と養護者による高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数

体制整備 取組数	市区町村数	高齢者人口10万人あたり	
		相談通報件数 平均値	虐待判断件数 平均値
0	8	38.9	30.9
1	16	5.5	3.1
2	21	12.2	7.2
3	22	33.2	15.0
4	37	42.5	23.9
5	54	65.2	23.6
6	52	64.8	30.0
7	74	78.7	35.9
8	107	60.2	32.3
9	122	70.6	30.2
10	101	76.0	38.3
11	130	76.6	39.5
12	136	77.6	38.1
13	143	84.1	44.8
14	138	81.4	41.2
15	144	101.6	52.1
16	130	106.5	52.2
17	139	99.6	47.6
18	167	103.8	51.4